

平成 27 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 9 月 11 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 口木 俊二 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田 伊一郎君	4 番 前田 修一 君
5 番 橋村 孝彦 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 堀 進一郎 君
11 番 後城 一雄 君	

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 (不 在)	建 設 課 長 下野 慶計 君
総 務 課 長 森 隆志 君	健康ほけん課長 構 浩光 君
農林水産課長 岡田 半二郎 君	町 民 課 長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (岡田 半二郎 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 山口 大二郎 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 54 号 東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第 2 議案第 55 号 東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 56 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 57 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 73 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 58 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 59 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 60 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 61 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 10 議案第 62 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 11 議案第 63 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第 12 議案第 64 号 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 13 議案第 65 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 14 議案第 66 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 15 議案第 67 号 平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 16 議案第 68 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 17 議案第 69 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 18 議案第 70 号 彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約について
- 日程第 19 議案第 71 号 東彼杵町教育長の任命について
- 日程第 20 議案第 72 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 21 報告第 9 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 22 請願第 1 号 未来を担う子ども達の教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に足しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 54 号 東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について

日程第 2 議案第 55 号 東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 56 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 54 号、東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について、日程第 2、議案第 55 号、東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 56 号、東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。

議案第 54 号、東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について、これにつきましては、10 月 5 日に施行されます行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法、マイナンバー法でございますけれども、これの 31 条によりまして必要な措置が義務付けられておりますので、そのための新たな東彼杵町特定個人情報保護条例を別紙のとおり制定するものでございます。詳細につきましては、総務課長の方から説明をさせます。

次に議案第 55 号、東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、現在あります本条例と、新たに先程申しました東彼杵町特定個人情報保護条例との関連の調和を計るため本案を提出するものでございます。これにつきましても、総務課長から説明をさせます。

次に議案第 56 号、東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしましては、先程申しました番号法、マイナンバー法の制定によりまして通知をいたしますカード、及び個人番号の再交付に係る手数料等について定める必要があるため本案を提出いたします。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わりまして、説明を申し上げます。今回、3 つの関連議案を上程させていただきました。まず始めに、議案第 54 号は、東彼杵町特定個人情報保護条例の新規の制定でございます。先程、

町長から説明がありましたように、提案の理由書に書いています、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。私の説明ではこれを番号法と説明しますが、この番号法が10月5日に施行されます。これはマイナンバー制度といたしまして、社会保障、税の番号制度が導入されます。ひいては、児童手当や介護保険といった社会保障の分野の事務にも個人番号が利用されることとなります。なお、番号法29条の規定によりまして、行政機関個人情報保護法が読み替えられることとしますが、各自治体、市町村におきましては、行政機関個人情報保護法は適用されませんので、取扱いについては各自治体で条例を制定しなさいということが、番号法31条で書いておりますので、今回の条例を制定するものでございます。

まず、めくっていただきまして、構成について第4章まであります。全42条からなっておりますけれども、第1章が総則、第2章が特定個人情報の取扱い、第3章が開示、訂正、利用停止の請求、第4章が雑則となります。今回は特定個人情報といたしますが、従来、町には個人情報保護条例というのがありました。これは、私が今から説明する分については、基本条例ということで説明をしたいと思います。今回は、制定は特定個人情報、マイナンバー制度に関するものだけでございますのでよろしくお願いいたします。

まず第1条、目的です。これは、特定個人情報の安全且つ適正な取扱いと個人の利益の保護の2点を挙げております。第2条は用語の定義を行っております。第1号の実施機関。これにつきましては基本条例と同じく、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会が実施機関となります。2号、本人については、個人番号によって識別される特定の個人を指します。第3号、特定個人情報。これは先程の個人の個人番号をその内容に盛り込んだ個人情報のこととさせていただきます。第4号の保有特定個人情報。これは職務上、組織上、公文書要件を満たす職員が作成した個人情報となります。実施機関の職員が作成した個人情報となります。第5号の特定個人情報ファイル。これにつきましては、先程の特定個人情報を集めたデータベースのこととさせていただきます。めくっていただきまして第6号、これは情報提供等記録。これは他の自治体や医療機関との特定個人情報のやりとりをのちにするために、当該ネットワークシステム上の提供記録を指します。

次に第2章でございますけれども、第3条から第10条まで特定個人情報の取り扱いについて規定をしています。まず第3条でございますが、番号法第19条におきまして、特定個人情報の提供を原則禁止すると共に、一定の場合は例外を認めることとしております。例外として個人情報、特定個人情報について提供が認められる場合には、提供を受けるものにとってはこれを収集、保管する事が必要であります。そこで本町におきまして、特定個人情報の提供が例外として許可される場合については、収集等の制限についても例外とするものでございます。例外というのはどんなものかといいますと、地方税の特別徴収のために、町が各給与支払者に対し特別徴収税を通知する場合とか、事業主が従業員の厚生年金、被保険者資格取得に関する届出を年金事務所に提出する場合、このような例外等が考えられます。次に第4条でございますけれども、第3項利用目的の変更は、相当の関連性を有する場合のみ認められるということとさせていただきます。例えば、老人福祉法におけます福祉の措置、費用の徴収に関する事務とかがあてはまります。あるいは税の賦課徴収、あるいは地方税に関する調査事務のために利用するという事は目的変更は認められないということになります。次に第9条をお願いします。次のページになりますけれども、保有特定個人情報の利用制

限について定めております。第1項におきましては、目的外の利用は原則禁止しておりますということと、第2項、これにつきましては、生命、身体、財産の保護のため、同意が得られる場合などに例外規定がおかれてあります。ただし、カッコ書きにもありますように、情報提供等記録については、目的外利用は一切認められないということになります。

次に第3章でございます。第3章は11条から38条まであります。特定個人情報の開示、訂正、利用停止を規定しております。特定個人情報も個人情報の一種でありますので、個人情報保護法の要請に基づいた基本条例と同じく、開示、訂正等も条例化しなければなりません。まず、第11条から22条までが開示に係わる規定でございます。第11条をご覧いただければ、第1項何人もと書いておりますけれども、これは外国人も含む全ての人間のことでございます。また開示請求をすることができるのは、自己を本人とする保有特定個人情報のみでありますので、自己以外の者に関する情報はたとえ配偶者の者であっても開示を請求する事はできません。同条第2項につきましては、未成年者等書いてありますけれども、開示請求をすることはできるものとして、法定代理人に加え任意代理人が規定されております。これは基本条例と違っているところでございまして、未成年者、赤ちゃんから個人番号がふられますので、そういうものについては、任意代理人ができるということを書いております。次のページをめくっていただいて、第13条をお願いいたします。保有特定個人情報の開示義務、1号から8号まで書いておりますけれども、不開示情報をあらかじめ決めておく主旨の規定となっておりますので、基本条例と同じような規定にしております。第17条をお願いいたします。めくっていただきまして、これは、実施機関が開示請求に関する措置でございます。第17条は実施機関が開示請求に対して、開示または不開示の決定をしなければなりません。開示決定をする場合は、当該開示決定に係わる保有特定個人情報の利用目的等を、原則、通知しなければならないというものを定めております。18条、開示の決定の期限については、基本条例と同じく15日以内としております。とびまして手数料にあります。第22条でございます。手数料等については、開示に係わる手数料が原則無料ということでございます。ただし、2項に書いておりますように写しの交付や送付が必要となった場合の送料は実質費用負担として、附則で定める額を開示請求者に負担をいただきます。これは基本条例についても、次に述べます第55号議案において、手数料の考え方を一緒にしております。本会議の冒頭で訂正をお願いしなければならなかったのですけれども、21条のページの中で、上から4行目、訂正をお願いする部分がございます。申し訳ございません。21条が書いてある文面のページの中で、上から4行目です。当該第三者に関する情報が第13条第2項ロに規定すると書いてありますが、かたかなのロと書いてありますけれども、かたかなのイの方に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。当該第三者に関する情報が、4行目でございます13条第2項、かたかなのロと書いてありますけれども、かたかなのイでございます。説明をしています最中でございますけれども、訂正方をよろしく申し上げます。第2節、訂正でございますけれども、第23条から第29条は訂正に係る規定です。付則の権利、利益を侵害されたということで、未然に防止するため誰もが開示決定により開示を受けた保有特定個人情報について必要な訂正を求めることができます。第23条2項では、法定代理人に加え任意の代理人も訂正請求をできることとしております。第25条、本条は訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものでございます。利用停止のことは、第30条からお願いいたします。30から35条までは利用停止に係わる規定でございます。これは開示を受けた保有特定個人情報について、適

法に取得されたものではない、あるいは利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると認められるときは、何人も当該保有特定個人情報の利用の停止を請求することができます。第 30 条の 1 項については、カッコ内に情報提供等記録を除くとありますので、情報提供等記録については利用停止請求はできませんけれども、その他についてはできます。第 30 条 2 項については、他の手続きと同様、代理人による停止請求も可能としております。第 36 条をお願いいたします。不服申立てを書いております。第 36 条から第 38 条、行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きについての規定です。基本条例の場合と同様に不服申立てがあった場合は、町村会等の事務組合で扱っております個人情報保護審査会へ諮問することができるとなっております。

最後のページになりますけれども、第 4 章、雑則でございます。第 39 条から第 42 条まであります。まず第 39 条は、特定個人情報も個人情報的一种でありますので、原則、基本条例の適用がありますが、番号法では直接規定がなされていない部分、及び番号法において行政機関、個人情報保護等の読替え規定があるものについてはそれらの規定が優先しますので、基本条例の適用除外を認める規定を明文化しております。第 42 条、最後でございますけれども、開示訂正請求等に係わる事務手続きについては、別途規則を定めることができるとしております。

最後に附則でございます。番号法の施行日は、政令で来月 10 月 5 日となっております。この時点で、町は特定個人情報を保有することになりますので、個人番号の通知を各町民に行うこととなります。なお、番号法上の情報提供記録に関する施行日は 29 年 1 月以降としておりますので、実際動きだすのは、いろんなサービスが動き出すのは、29 年 1 月以降ということで、上位法で決まっております。以上が新規の条例の、特定個人情報保護条例の制定についての説明でした。

次に議案第 55 号をお願いいたします。これは今まであった個人情報保護条例、基本条例と先程言いましたけれども、その特定条例が、特定分が制定した関係で、基本条例も改正する必要があります。それは何かと言いますと、特定で、今特定分であげた条文として、今回改正する基本条例の表現を同じくしなさいという指導があつておまして、新旧対照表をお願いいたします。これは、基本条例の中には、今回、保有個人情報というのがございませんでした。実施機関の職員が職務上作成した情報等でございます。この規定を、特定条例と同じような規定を定めなければならないということでございます。(7)号ということで、保有個人情報、職務上、組織上、公文書と三つの要件を備えた保有個人情報であるということを定義を解説しております。なお先程の新規の条例で、特定個人情報保護条例の第 2 条 4 号と同じ表現としております。新旧対照表をめぐっていただきまして、第 11 条、開示請求の手続き。これも、本条例と先程の特定条例との整合性が必要でございます。特定条例の第 12 条第 1 項と第 2 項をそのまま表現を合わせた改正としております。第 12 条、保有個人情報の開示義務。これにつきましても、特定条例の調整が必要でございますので、これについても、特定条例第 13 条分と同じ表現としております。次に新旧対照表をめぐっていただきまして、第 13 条でございます、部分開示。これにつきましても、特定条例の第 14 条と同じ部分開示の内容としております。表現としております。最後の第 20 条、これについても、先程の特定条例と同じく、原則手数料は無料ということになりますので、手数料の規定も同じくと、特定条例第 22 条と同じ表現にしております。以上が第 55 号の個人情報保護条例の一部改正でございます。

次に議案第 56 号をお願いいたします。今回手数料を無料とするということでありまして。特定個人情報も、個人情報も無料とすることでございますので、今回改正分については第 1 条と第 2 条と

2つの条建てで改正を行いました。これについては、それぞれ第1条第2条、施行日が違います。その関係でこういう改正の内容となっておりますが、まず第1条でございます。新旧対照表を見てもらってください。まず30号を削っております。両面ですのでページをふっております。申し訳ございませんが、1枚につき白黒のもの30円、1枚につきカラーのもの70円という表現がある分でございます。これについてはこれまでの個人情報保護条例の手数料としておりましたけれども、今回は無料となりますので(30)号は削除となります。それと32号に新たに付け加えるものがございます。行政手続き、番号法によります通知カードの再交付手数料。10月から12月にかけて各個人に通知カードが発行されます。通知カードは硬い紙みたいな感じです。あなたの番号はこれですよという通知カードがございます。これについては、原則初回の発行については無料でございますが、再交付、失いましたとかそういう再交付をお願いする方がいると思いますが、再交付については手数料がかかります。500円です。その分の再交付にかかる手数料を定めております。これにつきましては、1号につきましては、番号法の施行の日10月5日からの施行でございます。第2条、これにつきましては、新旧対照表裏面になります。これについては、先程の個人番号通知カードを受け取って、各個人が来年29年1月1日以降に役場に来て、個人番号カードを作ります。これはキャッシュカードみたいな個人番号カードでございますけれども、これを作る費用は原則無料でございますが、先程と同じく、再交付、失いましたというような方がいらっしゃいましたら、再交付に関しては800円の手数料が必要になります。そのことを書いておまして、32号に新ということで、800円の再交付手数料が必要です。旧の方を見てもらいますと分かりますように、これまでの住民基本台帳カードというのがありました。これをもって廃止となります。現在300人を越える住基カードというものを作っておられますけれども、町内に。これは12月をもって廃止と、個人番号カードに変わるということでございますので、この分の新旧対照表でございます。なお、第2条の適用については来年28年1月1日から施行ということでございます。以上が手数料徴収条例の一部改正でございます。以上、3議案の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

質疑ありませんか。2番議員、吉永君。

○2番（吉永秀俊君）

議案55号の方の新旧対照表で、2ページ目の細かいことですが、3ページ目になりますか、新旧対照表の3番目に真ん中から下に3、4とありますね。条例等の規定により、本人に開示することができない個人情報となっておりますが、これは保有個人情報ではないでしょうか。それとページの6番目のところの上から2行目にも個人情報とありますけれども、これも保有個人情報ではないでしょうか。全部あとのところは保有個人情報というふうに訂正したのになっておりますので。同じページのウの5行目の独立行政法人等の保有する個人情報というのは訂正しなくて良いと思えますけれども、今言った4番目の個人情報と6番目の2行目の個人情報というのは、保有個人情報に訂正しなくてはいいいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

保有個人情報の開示義務第 12 条でございますけれども、これについてはご指摘がありましたけれども、12 条の本文については当該保有個人情報という開示をしなければならないと書いておりますけれども、第 4 号あるいは第 6 号については保有というものはついておりませんが、これについては個人情報、そのままの記載で良いと現在は思っております。個人情報の表現です。このままでいけると判断しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

4 番なんかは特に、本人に開示することができない個人情報ではなくて、開示することができないということは保有している個人情報ですから、そこは保有で良いのではないかと思いますけれど、どうでしょう。開示するんですから。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今おっしゃった保有個人情報の開示義務の中の 12 条の中の説明ですので、その中の説明ですから、単純な個人情報ということで、今課長が言いましたとおりそういう意味ではないかと思っております。もし間違いがあったら駄目ですので、もう一度検討をいたしますけれども、チェックをしてみますけれども、そういうことだろうと私も解釈しております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

なぜかという、第 12 条の 3 行目には、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならないと書いてあるわけですから、保有個人情報を開示しなければならないと書いてありますから、当然その流れでいくと、4 番目の本人に開示することができない保有個人情報になるというのは、私はそう思うんですけれど。一番最初に、3 行目に書いてあるわけですから、当該保有個人情報を開示しなければならないと書いてあるわけですから、当然 4 と 6 も、同じ文言にならなければならないと思うんですけれど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の見解は、12 条が本文でございますので、本文の開示をすることを当該保有個人情報と。本文を開示しなければならないというのは当り前のことですから、これはこれで良いと思ひます。あとは号建ての部分の（1）からずっと、それは説明でございますので、それは多分個人情報だけで足りるものと思ひます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

この 12 条の本文にも、4 号には法令の規定により本人に開示することができない個人情報となっているから、このままこの個人情報で、私は良いと思うんですよ。個人情報で、保有でなくても良い。ここに本文に書いてありますから。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 議案第 57 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 4、議案第 57 号、東彼杵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 57 号、東彼杵町税条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布をされ、これまで徴収の猶予を認める時は、地方税法の定めにより猶予していたものを、納付方法などの事務手続きについて条例で定めることとされた。また、併せて新たに、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設され、申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされ、いずれも平成 28 年 4 月 1 日施行とされました。これに伴い各猶予制度について、新たに条例に規定する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

今回の改正は、提案の理由にありますように、地方税法が本年 3 月 31 日付けで改正公布されましたので、法の施行日、来年の 4 月 1 日になりますけれども、それに間に合うように税条例の改正を行うものでございます。法改正のまず概要でございますけれども、これまで地方税法の規定によりまして一律に行っておりました納税者の罹災とか、病気、それから事業の廃止などの理由によりまして、最大で 2 年間、納税者の申請によって徴収の猶予というのを認めておりました。その猶予制度とあと一つ、差し押さえ、本当は差し押さえた財産などを換価、売るわけですけれども、換価を直ちにすることにより、事業の継続、又は生活の維持を困難にする恐れがある時などに、これは職権で行っていたんですけれども、換価の猶予制度というのがございます。それが今まであったんですが、それに加えまして、新たに、換価の猶予につきましては申請による制度が創設されておしま

す。それらの事務手続き、担保の調書などがあるんですけれども、それを地域の実情に応じて条例で定めなさいという規定がおかれまして。それに基づいて条例で定めるものでございます。

それでは条例改正について説明を加えますけれども、今回の改正はこれまで削除となっております第8条から第13条を新たに改正したものでございます。新旧対象表をご覧ください。第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、又は分割納入の方法について規定した条文でございますけれども、まず納付と納入というふうな言葉がございます。納付につきましては、個人が、例えば役場とか金融機関に納めることを納付といいます。納入というのは、例えば給与取得者が、特別徴収というのがあるんですけれども、給与から天引きして事業者が納税者に代わって役場に納めてくるというのを納入といったふうな呼び方で税法上は規定をいたしております。それで、第1項でございますけれども、徴収の猶予をする場合、及び猶予したあとに猶予期間の延長をする場合の納付方法を定める必要がございますので、いずれの場合も猶予をする期間内の各月における分割納付の方法と規定いたしました。第2項は分割納付に係る納付期限、及び納付金額を町長が定める規定を、第3項は、先程第2項で定めたものを町長が変更できる規定を、第4項は、第2項で定めた事項の通知について、第5項は、第3項の規定により変更した時の通知について規定した条文でございます。

次に、第9条、徴収猶予の申請手続きについて規定した条文でございます。第1項は罹災や病気などの理由によって徴収猶予申請をする時は、(1)号から(6)号にあるような事項を申請書に記載することを規定をいたしております。第2項は、第1項の申請をする際に、(1)から(5)にあるような書類を申請書に添付することを規定をした条文でございます。第3項は、税額変更などの処分を法定納期限から1年経過した日以後に受け、先程徴収の意義を説明したんですけれども、先程は病気とか罹災とか、事業の廃止を説明したんですけれども、あと一つ、法に、例えば申告漏れなどによって更正をすることがございます。それが1年を経過した日にあった場合は、その金額が過大で、一度に納めることができない時などには徴収の猶予をしなさいという規定が法の規定にございまして、そのことでございますけれども、徴収猶予申請をする時、その時には1号から2号にあるような事項を申請書に記載しなさいということを規定しております。第4項は、先程の1年経過した3項の規定によって申請する際の添付書類と徴収猶予を受け、期間の延長を申請する際に添付すべき書類を規定しております。第5項は、徴収猶予期間の延長申請をする際、申請書に記載すべき事項を、第6項は、罹災等に係る徴収猶予申請、又は猶予期間の延長申請をする際に、添付省略できる書類についてを規定をいたしております。第7項は、提出された申請書に不備がある時、又は添付書類に不備や提出漏れがある時の訂正、又は提出できる期間を条例に規定する必要がありますので、本町の場合は、その期間を20日と規定をいたしております。20日の根拠ですけれども、通知に1週間、受け取って、内容を精査して、相手方が出してくるのに1週間、そして役場の方に提出するのが1週間と、大体3週間程あれば出来るなということで20日と、本町の方は規定をいたしました。

次に第10条でございますけれども、この条文は徴収猶予の取消しを規定した条文でございます。徴収猶予の取消し事由のひとつに、税以外の徴収金を滞納した時に取り消すことができる規定が地方税法の第15条の3の規定にございます。この場合、条例で定める必要がございますので、そのため本町では金銭の給付を目的とする本町の権利というふうなことで規定をさせていただきますし

た。平たく言えば、保育料、介護保険料、本町に納付すべきものを滞納した場合には、徴収猶予を取り消しますよということで規定をしております。

次に、第 11 条でございます。先程、換価の猶予についてご説明いたしましたけれども、職権による換価の猶予の手続きを規定した条文でございます。第 1 項は、職権による換価の猶予をする場合、及び換価の猶予をした期間の延長をする場合の納付方法は、徴収猶予の方法と同じように、換価の猶予をする期間内の各月における分割納付の方法というふうなことで本町の場合は規定をいたしました。2 項は、職権による換価の猶予の事務手続きは、徴収猶予の事務手続きを準用する規定をしております。3 項は、職権による換価の猶予をする場合に、滞納者に提出を求めることができる書類を規定をいたしております。第 4 項は、徴収の猶予を取り消す時のように、職権による換価の猶予を取り消す場合の税以外の徴収金、債権について、先程と同じように規定した条文でございます。第 12 条でございます。この条文は、申請による換価の猶予の申請手続き等を規定した条文でございます。新たに、先程申し上げましたように、地方税法の改正で差し押さえた財産の換価を申請により猶予する制度でございます。第 1 項は、申請できる期間を条例で定める必要がございますので、徴収金の納付期限から二月を申請限度として規定しました。県内は、バラバラで規定がなってくると思います。例えば、換価、差し押さえて売るわけなんですけれども、売るまでの期間、一番最短でいった時に二月ぐらいでできます。というのが、滞納になります。滞納になって 20 日以内に督促状を出します。督促を出してから 10 日したら滞納処分ができることになります。そこまでに 1 か月かかります。そこまでにきた時に、一応滞納処分を開始しますという通知を、大体 1 か月ぐらい期間を納付してくださいと、それまでにないと滞納処分をやりますよという通知を出すんです。それで二月になるんですけども、例えばこれを六月とかいうふうな規定をしてしまいますと、三月目から六月目までに、もし滞納処分をした場合、例えば預金を押さえたり、財産を押さえて換価した場合にとかというふうな時に、期間が六月もあるのに何故滞納処分をしたんだというふうなことにもなりますので、一応最短で、二月ということで本町は規定をしております。

次に、第 2 項でございますけれども、第 1 項の規定により申請があった時に、条例で定めた税以外の徴収金、債権に滞納がある時は、換価の猶予を適用しないこととされておりますので、その債権は先程の徴収猶予と同じように、税以外の滞納がある時は申請による換価の猶予を適用しないということで規定をいたしました。第 3 項でございます。申請による換価の猶予を適用した時の納付方法を記載をいたしております。第 4 項は、申請による換価の猶予の事務手続きは、徴収猶予の事務手続きを準用する規定をしております。第 5 項は、申請による換価の猶予を申請する際に、申請書に記載すべき事項を、6 項は、申請時に添付すべき書類を、第 7 項は、申請による換価の猶予を受けた期間の延長を更に申請する際に記載すべき事項を、第 8 項は、提出された申請書に不備がある時、又は先程と一緒に、添付書類に不備が、提出載れがある時の訂正できる期間を 20 日間ということで規定いたしました。第 9 項でございますけれども、徴収猶予の取り消す時のように、申請による換価の猶予を取り消す場合の税以外の徴収金、債権について、役場に納めるものですよというふうなことで規定した条文でございます。第 13 条でございますけれども、担保を徴する必要がある場合の規定でございますけれども、これまで徴収の猶予をする場合は、一応担保をとりなさいというふうなことでなっておりますけれども、地方税法で一律に 500 千円以上を猶予する場合は担保をとりなさいというふうな規定がございました。それを、今度条例で、地域の実状に応じて定め

なさいというふうなことで、この担保を徴収する必要がない場合の規定をここにおいたものでございます。まず、本町では猶予金額は300千円以下と猶予期間が二月以内である場合は担保を徴収することができない特別な事情がある場合、又は担保を徴さないこととして規定をしました。300千円というふうに規定をさせていただきましたけれども、500千円とした場合には殆んど担保をとる人がいなくなってというのが実状でございまして、300千円で大体8割、9割近くの方がそこぐらいの滞納金になっておりますので、あまりに500千円にしたら全くないなと思います。例えば、国税は1,000千円と規定しておりますけれども、1,000千円にしたら殆んどいないというふうな状況でございまして、本町の場合、一応300千円というふうなことでちょっと厳しくしております。それと、猶予期間が一応二月というふうなことにさせていただいております。三月でありますと次の期にかかってきたりするものですから、そういったことを考慮して、一月ではあまりにも事務煩雑でございまして、二月というふうなことにしております。なお、先程申しましたけれども、特別な事情がある場合は担保を徴さないことというふうな規定がございましてけれども、特別な事情の中に担保がない人も含まれますので、殆んど、担保を提供できるような人は滞納しないというふうなことになりますけれども、それも特別な事情というふうなことに含まれますので、300千円を超えた人に全員担保を取るのかというふうな状況にはならないというふうな状況でございまして。最後に第18条の改正は、先程、一番初めの第8条の改正において、地方税法というふうなことで規定しましたので、先に法と規定しましたので、18条併せて改正を行ったものでございまして。最後に改正附則でございまして、新旧対照表に記載をいたしております。第1条は、施行日はすべて、先程一番初めに言いましたように、来年の4月1日でございまして。第2条でございましてけれども、第1項は新条例の施行前の徴収、これは徴収の猶予についての取扱いを来年の3月までの徴収猶予についての取扱いを規定をいたしております。2項は来年3月までの職権による換価の猶予の取扱いを記載をいたしております。3項は、申請による換価の猶予は来年の4月1日以後に納期限が到来する徴収金から適用をしますよというふうなことで、来年の4月1日以後の徴収金が滞納になったときに差し押さえられて、換価をちょっと待ってくださいというのは、来年4月1日以後の徴収金からしますよという規定をそこで定めております。以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今、議題となっております議案第57号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、東彼杵町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 73 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 5、議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、持ち家奨励金による人口減少対策について、他自治体との定住促進施策の違いを明確にし、首都圏住民等の移住志向の高まりに積極的に対応するために、転入者への奨励金を増額し、本町への移住・定住促進、人口減少の抑制に寄与するため本案を提出するものです。詳細につきましては、まちづくり課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いいたします。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

町長に代わり、議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例について説明をいたします。提案の理由につきましては、町長からも説明がありましたとおり、地方創生に伴う人口減少対策について他自治体との定住促進施策の違いを明確にして、移住志向の高まりに積極的に対応するため、転入者の奨励金を増額して、人口減少の抑制に寄与するという事で提案をいたしております。開いていただきまして、改正する条例第 3 条に規定する別表を次のように改める。新旧対照表の方で説明いたしますのでご覧いただきたいと思いますが、金額につきまして U・I ターン者等の新築住宅 1 戸につき 500 千円についてを転入者の部分について上段に書いておりますが、U・I ターン者等、2,000 千円に改正するものです。交付要件の中に、第 2 段目に町外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅で、工事費のうち 3 割以上を町内業者が請けて施工した場合、住宅 1 戸につきという U・I ターン者等について、現行 350 千円を 1,400 千円に改正する。また、3 段目、町外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の場合、住宅 1 戸につき U・I ターン者等 250 千円を 1,000 千円に、中古住宅を取得した場合、住宅 1 戸につき U・I ターン者等 250 千円を 1,000 千円に、それぞれ転入者、U・I ターン者に限り奨励金を増額する。併せて交付要件のうち、奨励金の対象となる床面積が 50 ㎡を超えるもので、取得した費用が土地代を除く 5,000 千円以上のものにつつま

して、土地代を含むに改正し、これについては契約金額等の区別がないということの理由から土地代を含むに改正を提案するものでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

総務委員会付託の議案でございますので、町長に1点お伺いします。このU・Iターン者の定義を明確に。それとU・Iターン者等となっておりますけれども、等というのは何になるのか。明確にお答え願いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは促進条例でうたっていますとおり、Uターン、Iターン、それにJターンが入ります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは促進条例でいきますと、5年以上居住する者、自ら定住することを目的として自己名義の住宅用地に新たに。すみません。奨励金を申請しようとする日現在において、東彼杵町以外の市町村に5年以上居住する者で、自ら定住することを目的として、自己名義の住宅用地に新たに新築住宅を取得した者、以下U・Iターン者等、等と書いてありますが、これがJということでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今回はやはり定義をきちっとしとかなないと、線引きをきちっとしとかなないと、2,000千円なんですよ、2,000千円。100千円、200千円ではないのですよ。一番困るのが、この定義とか線引きをきちっとしとかなないと一番困るのは担当者と思うのですよ。万が一隣同士で家を建てて、ここは2,000千円貰えてこっちは貰えないとなると、恨まれるのは担当者ですから。やはりU・Iターンの定義というのはきちっとしていただいて、今説明の中では、町外ということになりましたけれども、私は、普通は、U・Iターンというのは九州外ぐらいの、大きな所、大きな定義では大体いうんですよ。県外、最低でも県外ぐらいをいうんですけれども、町外となっていますので、町外に5年以上となっているでしょう。だから川棚とか大村とかも入るわけですよ。そこら辺が果たしてこのU・Iターンになるのかどうか、正式な意味からすると。例えば私の近所でもたくさん、大村に子どもさん達が住んでおられる方がいらっしゃいます。そういった方を含めれば、全部隣の町もU・Iターンになってしまうんですけれども、果たしてそれも含めていいのか。そこら辺はちょっと難しいでしょうけれども。ともかく、今回私が言うのは2,000千円ですから、そこら辺をきちっと担当者が困らない、担当者が言われてもきちっと線引きができるということを、きちっとしていただかないと、私は、ちょっと2,000千円という大きな金額ですから、トラブルの元にならないように、町外という

ようなことでいいのかなというのがそこら辺があるのです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いわゆるこれは条例改正ですので、それを見込んでの提案をしておりますので、是非ご理解をいただきたいと思います。確かに隣町に住んで、大村市とか川棚町、嬉野市に住んでこっちに帰ってこれれる、それは確かに、元町民ではないかといういい方もしますけれども、結果的には人口増になっていきますので。地元に戻ってきてくれという主旨ですから、それは町外の方であろうが、町民であろうがなかろうが全く問題ないと思います。そういう制度を作ればですね。現に今まで親と分離して住んでいたのが帰ってくる可能性があるわけですから。基本、町に居た人が町に戻ってきてもらうというのが一番、私は原則とっております。そうすることによって、農地とか、そういうものも耕作放棄地にならないわけですから、お互いに、今回補正で上げておりますけれども、集落点検の主旨もそういう主旨で上げておりますので、是非、多額のお金を、他町に負けないようなインパクトのある金額にしております。確かにそれは2,000千円もかけて町税を使うわけですから、慎重にやらなければなりませんけれども、少なくともこの条例がある以上は担当も間違えることはありません。前は、1年か2年前の時は若干トラブって、そういう制度があったのを、例えば、どうしても単身で、家族が単身で移転をしなければならなくなったという場合は、それは対象にいたしました。それは止むを得ない事情でございますので、その辺の、逆に、悪い方にならないようには検討していかねばならないでしょうけれども、今回の条例に基づいて5年以上ということで縛りをしておけば、全く不公平を出て来ないと思っております。一番問題は、1か月前とかにされた時が一番困るのです。実際、今回の1件あるのですけれども、1か月前にされた方が。その辺も若干、対象が遡及できれば一番良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

この目的というのは理解しているつもりなんですけれども、2,000千円という大きなお金ですから。それでその該当者を5年以上町外に住んでいた人ですよ。それは良いとしますけれども、それでは、この2,000千円を貰って、それから住む期間の縛り、それはある。町外に住んでいた人の5年間という縛りはありますけれども、これを作ってから何年間は住まなくてはいけないよという縛りはありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

促進条例を付けとけばよかったですけれども、奨励金の返還というのを第5条で決めておまして。例えば、虚偽とかは当然ですけれども、不正とかある場合は返還でございます。それから、交付を受けた者が住宅等に居住を開始した日から5年以内に生活の本拠地を町外に住み、またその住宅等を譲渡した時が返還の対象になります。それだけですね。勿論、交付を免除する規定もいろんな特別な事情ということで、免除規定も作っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

先程町長もおっしゃいましたように、交付をした日、した日ですね。その前に何箇月か前に建て始めた、その辺の対処。2,000 千円ですので、知らなかったとか、日付で縛られればちょっと厳しい。前回もそういうふうなことがあったとおっしゃったもので。今度は2,000 千円ですので、交付をする、しかし、もう建ち始めたぐらいのを対象にするとか、なんとかするとか遡及措置というのはどうなのでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

奨励金を申請しようとする日現在においてということで、これを申請される、相談された時に、交付金基準日というのは、住宅等に居住を開始した日ということにしておりまして、移される前とこの申請を基準日とするような形で取扱いをしております。もって、この被疑の適用する現在は居住する前の5年間ということで、取扱いをしております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今の課長の答弁では、居住をする前ということでありましたので、事前着工でも良いというように聞こえますが、他の事業あたりは事前着工あたりをすると、結局補助対象にならないというのがいろいろあると思いますが、そういったところの整合性はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

居住の新築の確定というものが申請については必要になりますので、申請については、居住を開始し、新たに建て、登記が済んで全てのことが完了した時点で申請をしていただくということにしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

例えば、それを補助金の交付決定とかをしていますと、早めにしますよね、そこに工事の期間が1か月、2か月かかりますので、そうしたら全く住まわないのに5年間に入ってしまうということですから、実際住んでから5年間ということで、そういうふうにて実質住んで5年間で考えております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬君。

○7番（浪瀬真吾君）

私が今考えているのは、他の事業、例えば農林事業の補助事業とか、そういったものが事前着工とかには対象にならない場合もあるでしょう。そういったことの整合性をちょっとですね。この住宅に関してはそれで良いと私は思いますが、そういったところの兼ね合いは。普通だったら、事前着工していたら、特に国の補助金とかはそういったものを認められませんよということがあると思いますので、これだけ特別扱いにされるのかという思いがしております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補助事業等につきましても事前着工という制度がございます。今、農林関係がやっておりますけれども、殆んど、お茶とか苺あたりも全部事前着工で、全部補助金交付決定前に着工する制度がございます。今回の場合は補助金の申請は事前着工ではないのです。補助金申請をして、そして進めていくわけですよ。居住が発生する日が供用開始の日としているわけですから、事前着工ではございません。あくまでも補助金申請をして、家を建てますよということで。そして交付決定がきてから建てるわけですから、ですから事前着工には当たらないと思っておりますけれども。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

私が先程、課長が言われたのが、結局、途中で例えば八分目ぐらい建てたものに、申請して貰えるような言い方だったものですから、そこをちょっと勘違いしたわけですが。交付申請をしてから着工するのは私はいっこうに差し支えないと思っておりますが、中途半端、9割方できた、例えばできてしまってから居住する前に申請をしてもらえるのかという話をお尋ねしたわけですよ。町長が言われるのと、担当課長が答弁されたのがちょっと違うなと勘違いしておりますが、そこをもう一度確認をしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

持ち家奨励金については、事前相談等もごございます。こういうふうに建てるというふうなことで計画をしているということで、必要書類等はある程度指導をいたしまして実施いたしますが、実際は建ててしまって、登記をされて、自分のものに取得されて、必要書類が揃ってから申請をされる。なおかつ、この申請基準日というのは、居住を開始された日であります。その日から1年以内、ちょっと期限を、私も今、調べているのですが、期限を設けておりまして、それ迄に申請してくださいという形で処理をしております。事前着工といいますか、確定して補助金を申請するような形に現在しておりまして、今までも制度を知らなかったという部分も、着工されてそういうものがあつたんだということを知られて慌ててこられる方もいらっしゃいます。取得されてから申請をされるような制度にいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

吉永議員の質問にもちょっと関連しますけれども、UターンIターンの定義ですけれども、町外に出られて5年以上、これは分かりました。今度はUターン、Iターンの人は町内に帰ってこられて、例えば1年経ってもUターンIターンなのか、10年経ってもUターンIターンなのか、そこら辺の定義は定めあるのでしょうか。ちょっと分からなかったもので、教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

タイムラグ的なものは幾らかあるかもしれませんが、基本、Iターンで帰ってこられて、数箇月も経つというのなら該当しないと思います。勿論そこに幾らか準備期間で家を探しているよとか、そういうことになれば問題ないと思うんですけれども、この辺の判断が、吉永議員も明確にしておいた方がよいということなんですけれども、そこら辺が文言で表現できないようなことが幾らかあるかと思えます。今指摘があるように、東彼杵町に定住を目的に来られた方が家を探しているというのは私は該当すべきだと思います。家を借りるということで全くしないということなら別なんですけれども、その辺の、何箇月ぐらいとか、その辺を詳細に決めるべきかなと、その辺が一番問題かなというのがあります。検討課題にさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

やはり、きちっと決めておかないと、先程戻ってきた人は、役場に申請に行く、いや役場の職員の方の感覚によって、誰々さんこれはちょっと、時間、東彼杵町の住民になって1年以上経っているから駄目ですね、あら1年以内だから良いですね。ある職員が換わった、2年以上だから良いですね、その時の職員さんの感覚でなると、職員さん達の尺度がないと住民とのトラブルの元になるのではないかなという懸念が私はあるので、そここのところはやはりきちっと決めていた方がよいのではないかとごさいます。もし定めがあつたら良いと思うんですけれど。以上でごさいます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、諸々ご質問がっておりますので、規則でいくらかは縛ったらどうかと思っておりますけれども、ケースがいろいろあるかと思っております。基本的に東彼杵町に転入される場合で、こういう制度がありますよ、特にIターンとJターンの方には、戸籍の方で、持ち家奨励金とか、定住促進の補助事業がありますよというのを渡して説明いたします。そういう気持ちでIターンされますので、大体そういう方はあまり漏れはないと思っております。ないと言いつつもそういうケースも考えられますので、規則等でももう少しシビアに制限できるのかどうなのか。それは規則でさせていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永君。

○2番（吉永秀俊君）

3回目ですので、今回町長が2,000千円という大きな金額にされました。実は前町長の時には1,000千円でしたけれども、町長になられてから3年前ではなかったかなと思っておりますけれども、これを500千円にされたわけですね。その時の理由が、財政的に厳しくなったから500千円にしたということだったんですけれども、500千円にされて多分3年間ですけれども、1,000千円から500千円にされて、1,000千円の時と500千円の時の3年間が、新しい方の入居が少なくなったから2,000千円にされたのか、それとも新たな別の考え方で財源的には厳しいけれど、財政的には厳しいけれども、目玉商品のひとつにするつもりで2,000千円にされたのか、そこら辺をちょっと、1,000千円から500千円にした時のどういうふうな検証をされたのか、それを含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは当然、私も町長になりたての時には、お金がないもんですから四苦八苦していましたけれども、そういう経費節減も計りながらも、財源は確かに厳しくございます。500千円に変えた当時も全く殆んど変わっておりません。財源が豊かではないということは変わっておりません。しかし、人口減少というのが非常に手厳しく、やっぱり減っておりますので、ここ10年ぐらいで、やはりある程度の転入者あたりをしないと、大変厳しいことになると思っております。したがって、年間10世帯ぐらいの転入あたりが見込めれば、急激な人口減少は防げることは可能と思っておりますので、是非、今回たまたま地方創生の財源が確保できた関係で、それをプラスしての財源確保でございますので、全てではございませんけれども、半分50%アップしたのは、地方創生のお金がきますので、それを財源として充てておりますので、大変厳しい状況でございますけれども、人口減少対策ということで上げています。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

今回の条例改正につきましては、町長の意図は大体分かるような分からないような気がするんで

すが。確かに、Uターン、Iターン者に対して東彼杵町は、これだけの補助金を出しますよ、1件につき2,000千円ですよといったら、これは確かに非常に目玉商品になることは確かだと思います。しかしながら、仮に25年度の主要な成果の中で、19件新築をさせてその対象者にそれぞれ交付をされているんですが、仮に2,000千円としたら40,000千円になるわけですね。40,000千円という数字が、人口増加に対しての費用対効果ということになるんですが、例えば住宅の場合はあきらかにそこに家族が何人、1家族3人、4人、多い家族は5人。ひよっとしたら、来ていただくものと思うんですね。確かに人口増にはなります。もうひとつ人口増の方法としては、今いる子どもを増やす、出産祝い金とか育児奨励金をやる方法、二通りあるかと思うんですね。出産祝い金の場合はたくさん、じゃんじゃんというわけにはいかないでしょうけれども、これだけの予算があったら、相当な出産祝い金をやってでも産んでくれとってPRするのもひとつの手ではないかなと思うんですね。住宅促進でPRする東彼杵町と、出産祝い金とか育児奨励金をやる方法と、二通りあると思うんですが、今回町長が選ばれたのは、この住宅を、東彼杵町に来て、他市町村から来ていただければこれだけのプレゼントがありますよというアピールなんですね。ですから、二者選択というか、私はそういうふうな考え方で今質問しているんですが、町長、住宅の方をまずやろうというきっかけ、思いつき、訂正、きっかけは何だったんですか、お伺いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

人口減少対策ですね、勿論少子化の話もありますけれども、これだけ2,000千円あげてどれだけ効果がでるかわかりません。今、県内でも1,000千円やっている所、500千円やっている所はそうないんですよ。東彼3町は意外と、大村市もあまりやっていません。東彼杵町は県内でも多くやっている方なのですよ。それでも来ないんですよ。事例がないんです。大分、声はかけていますけれども、実績はあがっていないということで、まず人口を増やそうということで、まずそれをしております。それから出生対策は、このあと補正予算で1子、2子もやるように今上げております。ですから、どこに重点配分をするか分かりませんが、少ない予算の中で、どこにインパクトをもっていくなれば、家が建てば固定資産税あたりも増えてまいります。人口が増えますと、勿論4世帯となりますと交付税も1人あたり年間100千円とか増えるわけです。それからいろんな新たな考え方、発想を持った方がお出でになります。町民の方の子どもが生まれれば20年以上大人になるまでかかるわけで、町外の方がお出でになれば、すぐさま即戦力で、町外から東彼杵町に県外辺りからお出でになる方は、それなりの覚悟を持ってお出でになっております。ですからいろんなアイデアをもっておられますので、そういう波及効果も期待しながら、まずは人口増を計ろうということであげております。余裕がくれば、少子化対策でもやらなくてははいけませんけれども、今回、地方創生のお金が入ってきたものですから、地方創生の定住促進対策ということで認められたものですから、それで財源として、かなり大きな金額を使うようになっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

確かに、そういった交付金が入ってきたのをあてにしてといったらいけないですけども、そう

いった金がくれば、定住促進の方に使うというような枠があるのでしょうか。でも私はそれよりも冒頭に言いましたように子どもの、町内にアピールするのは極々簡単に周知ができるんですね。ところがUターン者Iターン者に対して、ではどうやってPRするんだということになるわけです。PRの方法も不特定多数にやるわけですね、俗に言ったら。親戚、知人を呼んだら帰ってくるかも分かりません。ここの次男坊、三男坊が出て行った人達が戻ってくるかもしれませんが、やはり、まずは町内の子どもを増やすという政策。補正予算で第1子、第2子上がっていますが、もっと目玉商品で、子どもの出産祝い金、育児奨励金という方に目を向けて行ってやる政策というのが、私は、東彼杵町をアピールする方法としては、そっちの方を選んだ方が良いのかなというような、私は町内の人達を大事にしたいという思いでこのような発言をしているのですが、是非、まずは町内の人達の育児体制、子どもを育てる環境づくりをすべきではないかなと。そして町外から来る人達も優遇してという。1番、2番というのが、1番がやはり子ども、そして2番が来ていただくという形の方が、私はそういうふうな考えを持っているのですが、補正予算にも上がっているのですが、どちらを重点にというわけにはいきませんが、やはりそのような順序というのを考えた場合は、私は子どもの方を優先したほうが良いのではないかなと思うのですが、今一度、町長の見解をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員が言われるとおり、子どもさんを増やすのもそれは非常に大事です。しかし、実際我々は役場の方で机に座っているわけですが、地域の方がどういう考え方をされているのか、そこを一度もう一回入らないといけない。それが集落点検、前回森議員もおっしゃったとおり、集落に入るべきだということでは言われましたけれども、そのとおりそれをやろうとしております。それで地域に入って、本当に結婚する人は何人いるのか、あと子どもを産める人が何人いるのか。多分ないと思いますよ、結婚する人が。机上論で言っていますが、実際入って、本当に子ども達を産む人がいるのかどうか、結婚する人がいるのかどうか、婚活しているのかどうか、多分おりません。それは憶測ですけど。だからその辺は今から、じっくり内容を調べて、地域に入って各自治会も掘り下げたところの、いわゆる隣組ですか、そこまで調査をする予定なんです。今までみたいに世帯主が集まって下さい、そこで、どうでしょうか、結婚どうでしょうか、そんな話では駄目です。もう一段下がって、自治会から組の隣保班と言いますけれども、そこまで入って、より具体的に調査をしようと思っております。そうしないと、本当にバスを使う人、例えば病院とか買い物に困っている人は分かりません。机上論だけでは駄目です。ですからそれをやっていこうと思っておりますので。うちは少子化対策とか何とかは集落点検をしたあげくに方針を出そうと思っております。それと、今までのその間はどうしても、空間になりますので、政策がうてませんので、まずは町外から来る人をどんどん呼ぼうという考え方をしております。そういうことで考え方は両方ともやりたいんです。人口増も、子どもさんも、出生祝い金もたくさんやりたいんです。そこまでうてるかと。それと一番問題は、長くなりますけれども、こういう制度を全く町民の方が知られません。若い方も知られません。赤ちゃんを産んだらお金が貰えることもご存じないんですよ。知りませんでしたという方が多いんです。それから、いろんな起業をした時に、5,000千円と4,000千円の補助がありま

すよというそういうことも全く知られません。殆ど町の民の方が知られません。私と会う人殆ど知られません。これをどうして伝えるかということなんですよ。そこが1番まちづくりの基本根幹かなと思っていますので、早く光とか何とかを入れるのが当たり前なんですけれども、オフトークでもずっと流すのかどうなのか。広報でやってもやっても伝わりませんので、そこが1番東彼杵町の欠点かなと思っています。そこができるのが我々の仕事だと思っています。長くなりましたけれども、両方ともやる気持ちでおります。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

人口増加の要因として、例えば例をとりますと、隣りの大村市なんです、東彼杵町の、特に私どもの住んでいる千綿地区から大村の方に移っている我々の世代が、どうして移っていったかという、実は子どもを育てる環境が良いからというのが第一理由で、これが大村市に住んでいる理由なんです。家を建てた、移り住んだという理由なんです。そういうことを考えると、子どもを育てる環境が整ったまちという魅力のまちということでそこに移り住んでいった。そうすると継続的にやれるかどうかわかりませんが、育児奨励金、あるいは出産祝い金というのを目玉商品として、そのことが行き渡ると、そのことのPRになって家は当たり前作って、住宅でも作って、住宅に家を借りてでも移り住むと。当初本町から大村市の方に移った人達は、住宅を借りて住んで、仮住まいのような形で住んでいらっしゃった方が、最終的には地元には戻ってこないで大村市に定住してしまうといったのがこれまでの状況ではなかったのかなと、私はそういうふうに把握しているんです。したがって、これからの政策としては両方やるということですが、是非、町長もこの件につきましては、第1子、第2子、今回補正予算に上がっている金額以上に、やはり目玉商品となるような政策を、まだまだ期間がございませぬ。次の12月の補正も、3月の補正もございませぬ。新年度の予算もございませぬので、その辺のところを十分考えていただいて、今後検討いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

十分心掛けたいと思っています。ただ、大村に行かれる方は家庭的な話ですので、役場が止めることは無理だと思います。子どもを育てる環境というのはそれは制度的には全く一緒です。若干医療費は大村が良いですけれども、ただ環境というのは、お店とか、遊ぶところとかそういうところでしょう。それはどうしても大村には適いません。ですからその人の感覚で行かれば止めることは無理かと思っています。それよりも出て行ってもらっても良いですけれども、集落点検ばかり言うておりますけれども、それはそれとして、いざという時に東彼杵町に帰ってこれるような体制、それが集落点検で、そういうもので逆に発想を変えていけば、まちは私は潰れないと思っています。しないことではございませぬけれども、余裕があつてどちらももっと拡大して補助金等ができれば良いんですけれども。要はそういう子ども達が本当にいるのか、産む人がいるのかということが一番問題でございませぬ。その基礎的なものが、ただ空論だけでは駄目ですので、実際どんな方がいらっしゃるのか。結婚されるのがいらっしゃるのか。いくら補助金だけ出しても来る人は

いないかも分かりません。効果がでないかも分かりません。ですから非常に情報発信というのが一番大事かと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

3 回目の質問です。定住化促進ということで、町長の今回だされている主旨は私も大きく賛同するものでありますけれども、もうひとつ視点を変えて、グリーンテクノパークにある会社が今回増築をし、約 50 名ぐらいの若い人達を採用するという情報が入ってきました。うちにも会長さんが見えられて、大石さん、どこか住む所はないかねという相談をされました。その時に、その発想から思いついたのですけれども、大きな集合住宅、アパートですね、10 棟ぐらい入るようなアパート。これは建てるにしてもやはり 1 億前後ぐらいの費用がかかります。この 10 棟、1 億ぐらいで建てられる人に、逆に 1,000 千円ぐらい支援をするという発想。そうすることによってアパートを造ってもらえる。そうすると、先程言った若い人達、テクノパークの人達が、今回は残念ながら東彼杵町に住む所がないということで、やむを得ず大村のアパートに住ませるということに今回なったそうです。そういうことで、やはり民間に造らせることによって、町長の発想、固定資産税も上がる、そういうこともあり得るわけで、そういった考え方はないのかどうか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

定住化促進につきましては、行政報告で申しましたとおり、町内の建築業の方、銀行、行政と集まりまして、そういう建物を格安で造ってもらえませんか、そして銀行から融資をしてもらえませんか、それに町の方が補助をしてやろうと。そうしたら、公営住宅になりますと、国とかの補助金ですので足かせがあって、収入がオーバーしたら入れませんとかいろんな制約がありますので、誰でも入れるような住宅を造ろうということで、今そういう話し合いをしております。しかし、大工さん、あるいは銀行から言わせれば、回収ができるのかというのが 1 番問題なんです。だから、例えば 1 戸あたり 5,000 千円ぐらいの格安の木造の住宅をいっぱい造って、やろうという発想もっております。それで、どんどん若者を定住させようとしているんですけど、国交省の住宅の予算をもらいますと、がんじがらめで収入がいくら、所得がいくら以下しか駄目とか、若者は駄目とかなりますので、非常に造りづらいところがございます。ですから、その辺の住宅政策というのは民間の方で、今、東町辺りに造ってもらっていますが、そういう方にきてもらって、例えば 100,000 千円でも 1,000 千円でもやる気持ちは十分ございますので、そのようなのが斡旋できれば一番良いかなと思います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

条例に対して質疑をしたいんですけれども、この地方創生でもってくる、その手当があるということですね。だから、この継続性、それがなくなっても、町単独でそのままずっとやられる気持

ちなのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、実は、条例の期限が28年3月までとなっておりますので、当然引き続き来年度もやるような計画をいたしております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

したがいまして、財源が27年度はあるわけですがけれども、28年度からは単独にたぶんなるだろうと思います。基金あたりを使うようになるだろうと思います。補助事業の地方創生あたりで提供されれば、財源確保ができればできるんですけれども、今のところは単独になるかと思います。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

2,000千円がものすごく魅力かなと思うんですけど、確認なんですけれど、今現在、東彼杵町にアパートを借りて住んでいまして、これが5年出て行って帰ってくればUターンですね、その方も。5年間もし他所に出て行きました。帰ってこられました。これは対象になるということで間違いないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町外に5年間以上住まわれておって、転入となれば該当になります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

5年後のことになりますので、ここで議論することではないかもしれませんが、2,000千円は結構魅力なんです、言われるとおり。ですので、逆に5年間、若い方とかが出て行く可能性があるんじゃないかとちょっと、その辺が私は考えるんですけど。そういう場合はどういうふうに思われますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

5年して出て行くという方も中にはいらっしゃると思いますけれども、家を作って、家を作られているわけですから、固定資産税は入りますので、家を建てて5年。ですから、あとは貸しても良いし、それは何らかの理由で5年経って出て行く方もおられるかも分かりませんが、それは仕方がないということで。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山君。

○6 番（立山裕次君）

わたしの質問が悪かったのかもしれませんが、5 年間、出ていっている期間が、今から。これが決まりましたと、条例で決まりましたと。5 年間出ていきました。5 年後もこれがあるという考え方が、若い人達がでてくると思うのですよ、結構機転が利いて。川棚町、大村市で作るよりも結局、2,000 千円貰えるんだよと。その 5 年間、特に若い方と私は思うんですけど、要するにアパートとかに住んでいる方。ここに家がないんですから、東彼杵町には。そういう方が出ていった場合でも、もちろんそれでなるのかと聞いて、そういうふうになりますよということであって、そこを危惧されないかなということをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょっと私の説明がまずかったですけれども、これが、制度がいつまで続くかということなんです。制度自体がなくなればどうにもならないんですけども、5 年後にもまだあっていたら良いんですけども、財政とかの問題で打ち切る可能性もありえますので、そこはまだ、確定的なことは言えません。

○議長（後城一雄君）

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 73 号は、総務厚生常任委員会に付託をいたします。

ここで、トイレ休憩のため暫時休憩とします。

暫時休憩（午前 11 時 3 分）

再 開（午前 11 時 17 分）

日程第 6 議案第 58 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

次に、日程第 6、議案第 58 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 58 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 176,891 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

5,196,031 千円とするものでございます。提案の理由といたしましては、今回の補正予算の主なものは、歳出において、総務費にオフトーク通信施設等財政調整基金積立金、持家奨励補助金、空き家活用促進奨励金、地域集落点検調査事業委託料など 73,332 千円、農林水産業費に、製茶研修工場建設事業補助金など 32,902 千円、商工費に明治の民家改修工事など、19,992 千円、梅雨前線豪雨及び 8 月豪雨による被災箇所の災害復旧費として 30,035 千円を計上いたしております。

財源につきましては、特定財源といたしまして財産収入 51,247 千円、繰入金といたしまして 19,802 千円、国庫支出金として 12,411 千円、県支出金といたしまして 16,304 千円、一般財源では前年度繰越金 26,280 千円、臨時財政対策債 18,082 千円、町税 10,874 千円等を計上いたしております。詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 58 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして補足して説明いたします。

23 ページをお願いいたします。3 歳出 2 款 1 項 1 目一般管理費 12 節につきましては、役場の直通回線、ダイヤルインです。直通回線設置費用の追加といたしまして 120 千円。13 節のうち 1 番下段の人事評価制度構築業務委託につきましては、来年度施行の人事評価制度に係る導入支援事業費の追加といたしまして 1,497 千円。5 目の財産管理費でございますが、11 節につきましては、議場、議長室、町長室等のブラインドの破損などによります修繕費の追加で 503 千円。それから 12 節以降につきましては、公用車の買い替えに伴います諸費用、並びに直通電話回線増設費用一式の計上でございます。7 目企画費につきましては、8 節から 11 節につきましては、結婚サポート講演会などの開催費用といたしまして 220 千円。13 節につきましては、各小中学校記念校歌、並びに東彼杵町ラプソディーの CD 製作費用といたしまして 395 千円を計上いたしております。10 目の電子計算費につきましては、12 節と 18 節は、マイナンバー法の総合運用のセキュリティー対策といたしまして、国の中間プラットフォームと各自治体の専用回線の設置費用で、それぞれ 12 節が 1,124 千円、18 節が 1,421 千円。14 節は特定個人情報の保護のため、住基システムなどの基幹系システムと、情報系システムとを共有しないという国からの通達があっております。これを分離させる必要が生じたため、新たにパソコンの調達費用といたしまして、743 千円の追加でございます。11 目地域づくり推進事業費につきましては、8 節は少子化対策といたしまして、第 1 子、第 2 子の出産祝い金の計上で、1 子あたり 50 千円を 4 月に遡及して交付するという事で 2,500 千円。13 節は、地域集落点検事業につきましては、限界集落を主として地域調査、アンケート報告作成経費の計上で 3,463 千円。19 節が U・I ターン推進のための持家奨励金の増額で 10,000 千円。地方創生上乘せ交付金事業といたしまして、空き家バンク制度を強化させる費用といたしまして 4,650 千円。坂本地区の運動場整備費用といたしまして、事業費の 2 分の 1 ということで 810 千円を計上いたしております。14 目オフトーク通信費につきましては、赤木地区町有地売却収入を光情報基盤整備のため、オフトーク通信施設等財政調整基金に積立てるため 51,248 千円の計上でございます。

それからとびまして 27 ページをお願いいたします。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきまし

ては、職員の出産育児休暇による代替嘱託職員の人件費の計上でございます、889 千円。

28 ページにいきまして、2 款 4 項 3 目長崎県議会議員選挙費、並びに 4 目の東彼杵町長町議会議員選挙費につきましては、いずれも実績による減額でございます。

30 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費につきまして、職員の病休による担当業務の増加に対する時間外勤務手当、臨時雇い賃金の計上、並びに 28 節は、介護保険給付の追加に対する繰出金の追加でございます。

とびまして 32 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目予防費でございます。13 節は、第 2 次の健康増進計画策定のための基礎資料とするための健康づくりアンケート調査委託料といたしまして 1,026 千円、インフルエンザワクチンの製造価格の増加による委託料としまして 1,230 千円。19 節も同じく、町外の医療機関で接種する際の助成金の追加で 75 千円でございます。

34 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目職員手当につきましては、時間外勤務手当の追加で 1,165 千円。とびまして 19 節は、そのぎ茶の品質及び産地銘柄向上のため、県央農協茶業部会の全国茶品評会出品茶製造と製茶技術向上のための県央農協に対する工場建設費補助金としまして 30,000 千円の計上。農地中間管理機構に対する新たな農地の貸し手に対する協力金の追加で 120 千円。4 目の土地改良事業費につきましては、新規採択予定地区の多面的機能支払交付金追加で 189 千円でございます。

それから 35 ページにいきまして、6 款 2 項 3 目林道費につきましては、異常気象による林道工事に不測を生じる恐れがあるため、500 千円の追加でございます。

とびまして 37 ページ 7 款 1 項 4 目道の駅管理費、13 節は屋外トイレの白あり駆除業務、明治の民家改修工事の施工管理委託料、併せまして 2,420 千円でございます。15 節、19 節はいずれも、明治の民家の改修工事これに伴います公共マス設置と水道加入金の計上で、それぞれ工事費に 17,042 千円、19 節に 258 千円の計上でございます。

39 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路維持・新設改良費につきまして、これは地元施工による町道改良に伴いますもので、分筆測量人夫賃金、町道管理者で生コン等の原材料支給のほか、用地費及び補償費、総額 3,558 千円の計上でございます。

40 ページにいきまして、8 款 3 項 1 目河川管理費につきましては、普通河川の堆積土砂の撤去、浚渫工事の計上で 2,300 千円。42 ページにいきまして、8 款 7 項 1 目渉外費につきましては、大野原演習場基地協力会の防火帯焼き、野焼き用のバーナーの破損による更新費用といたしまして 150 千円。9 款 1 項 2 目非常備消防費につきましては、全額、消防 5 分団の県ポンプ操法大会出場訓練経費といたしまして、9 節の訓練手当、準備経費の計上で、総額 3,186 千円の計上でございます。

45 ページをお願いいたします。10 款 2 項 1 目学校管理費につきましては、賃金が特別な支援を必要とする児童の転入があったことにより賃金の追加で 601 千円。需用費は千綿小の加電流高圧負荷開閉器の老朽化による更新費用といたしまして 660 千円。14 節につきましては、公務用ネットワークパソコンの期間満了による再リースの計上で 288 千円でございます。

46 ページにいきまして、10 款 3 項 1 目学校管理費につきましては、14 節が小学校費と同様、公務用ネットワークパソコンのリース期間満了によります再リース料といたしまして 144 千円。工事請負費につきましては、千綿中学校の施設消火配管の漏水区間施設修繕工事といたしまして 2,400 千円の計上でございます。

48 ページにいきまして、11 款 1 項 4 目 27 年農地等災害復旧事業費につきましては、梅雨前線豪雨で、被災箇所 4 か所、8 月豪雨 18 か所、復旧費用といたしまして、総額 25,866 千円の補正額の計上でございます。

49 ページ、11 款 2 項 2 目 27 年公共土木施設災害復旧事業費につきましても、8 月豪雨による道路災害復旧費の計上で 3,828 千円の補正額の計上でございます。

9 ページをお願いいたします。歳入、1 款 1 項 1 目個人、これは調定実績による追加でございます。7,080 千円の補正額の計上でございます。

10 ページにいきまして、1 款 2 項 1 目固定資産税につきましては、前年度の実績を勘案いたしまして徴収率を 97 から 98 ということで 1%アップしたことにより追加で 4,610 千円。とびまして 12 ページでございます。11 款 1 項 1 目地方交付税につきましては、留保財源の計上でございます。普通交付税 6,167 千円の補正額でございます。

13 ページにいきまして、13 款 1 項 3 目災害復旧費分担金につきましては、農地等災害復旧費用の補助残の 3 割で 3,740 千円の計上でございます。

14 ページにいきまして、15 款 1 項 3 目土木費国庫負担金につきましては、復旧費用 3,500 千円に対する 66.7%ということで、2,335 千円の補正でございます。

15 ページにいきまして、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金につきましては、先行型の地方創生交付金の上乗せ交付ということで 10,000 千円。16 ページにいきまして 16 款 2 項 5 目の土木費県補助金につきましては、明治の民家改修工事に対する 21 世紀まちづくり推進総合補助金の追加で 7,650 千円。7 目の災害復旧事業費県補助金につきましては、梅雨前線 8 月豪雨の農地等災害復旧事業費に対するもので、併せまして 13,035 千円の補正額でございます。

18 ページにいきまして、17 款 2 項 1 目不動産売払収入につきましては、6 月議会で議決いただきました町工業団地の株式会社富建への売却収入でございます。51,247 千円。19 ページにいきまして、19 款 1 項 4 目ふるさと創生事業基金につきましては、持家奨励補助金 10,000 千円、明治の民家改修工事の補助残で 11,512 千円、6 月に補正をいたしております写真によるまちづくりプロジェクト事業費を地方創生上乗せ交付金で採択されましたので、この分を減額をいたしまして、以上相殺をして 16,342 千円の補正でございます。5 目のみどりの基金につきましては、出生祝い金、坂本地区運動広場の整備事業に対するもので 3,310 千円の補正でございます。

20 ページにいきまして、20 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金の追加で 26,280 千円。21 ページにいきまして、21 款 4 項 4 目過年度収入につきましては、前年度の障害者自立支援給付費の実績による国県負担金の精算金で 2,184 千円でございます。

22 ページにいきまして 22 款 1 項 4 目臨時財政対策債は、平成 23 年度の高額の借入資金の元金の償還返しによる増加で 18,082 千円の追加でございます。5 目災害復旧費につきましては、現年補助災害復旧事業の特定財源向上後の全額を借入れるものでございまして 9,800 千円の計上でございます。

5 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正でございます。ひかり情報整備事業負担金につきましては、その一部に辺地債を活用する計画といたしてございまして、その事業費の把握のため本年度中に調査、設計等に着手しまして、最終年に精算する債務負担行為を設定するものでございます。

6 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正につきましては、歳入予算の町債、臨時財政対策債、現年補助災害復旧事業債は、補正後の借入額の限度額、起債の方法、利率、償還方法でございます。1 ページの第 1 表歳入歳出予算補正、7 ページの事項別明細書はいずれも積み上げでございますので、説明を省略いたします。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

7 番議員、浪瀬君。

○7 番（浪瀬真吾君）

34 ページの農業費の中の、3 目農業振興費の中の 19 節製茶研修工場建設事業費ということで 30,000 千円。先程の説明の中で JA に対する補助ということで、これは全国茶業大会が長崎県で、本町であるということで伺っておりますが、茶工場をどの程度の規模で建てられるのか。又はそれをある程度試算をされておりますが、総事業費の中で何%ぐらいの事業費があって、どこに設置をされるのか。JA、あるいは本町には長崎県の茶業試験場等があるわけですね。そういったところの兼ね合いの中でできなかったものなのか。そういったものを利用して全国茶品評会に向けての生産の基盤ができなかったのか。部会でされるということですが、若手の研修のためにも、こういうことは、是非、必要であろうと思いますが、そういったところの現在既存の施設との兼ね合いをそういった検証されてからこういったものをされたのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回お願いいたしております製茶工場につきましては、場所は菅無田の町の元 JA 倉庫がございます。そこを予定をいたしております。何故、県の茶業試験場とか、その辺と一緒にできなかったかという話なのですが、この製茶工場は収益を目的とする施設ではなく、普通、工場には 90kg を処理するラインが殆んど今入っているわけですけれども、そういうラインがありまして、これは今回、全国お茶まつりというのが平成 29 年に予定をされております。その中の茶の品評会でございます。これの品評会対策ということで、今回この製茶工場をやるわけですけれども、35kg ラインといってもものすごく小さいラインでございます。本来ならば茶工場を入れますと 200,000 千円とか掛かるわけですけれども、今回は 40,000 千円ぐらいで非常に低額で押さえております。本来はもっと 120,000 千円とか 200,000 千円とか掛かるわけですけれども、そういう工場ではございません。ひととおりのラインは揃っておりますけれども、これを JA で一応行ってもらおうようにしております。維持管理の関係で、本来ならば町あたりがしても良いのですけれども、町が持つておきますと今から先の維持管理が全く出来ませんので、全てどちらかということ部会のほうに投げかければなあという感じでございます。そういう若者の研修にも使いますので、生産性がないということでございますので、どうしても他の研修所と合体ということは出来ませんので、独自で造るしかないだろうと思っております。嬉野市でやっておりますとおり、嬉野市に入りましてから大野原に行く道路がありますけれども、その所に今、嬉野市が造っておりますけれども、200,000 千円ぐらいで造って、こういう 35kg ラインというのを造って品評会対策をしまして、10 年以上経つわけですけれ

ども、非常にその中で効果が幾らかあったということで、特に生産者も、これは池田町長、紙谷町長時代から是非こういう 35kg ラインを設置してくれという要望があつておりました。これは何故かと言いますと、90kg ラインのお茶を作るというのはロスがでまして、生産者の負担が大きすぎて、小さい 35kg ラインに変えて立派なお茶を作っていくというのが主旨でございまして、専門用語でございませぬけれども、そういう茶工場を造ろうというのが主旨でございまして。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今の説明で分かりましたけれども、やはりお茶業界におきましては、特に価格の低迷ということで、非常に苦勞をされているとお聞きしております。そういった中で、全国大会に向けて良いお茶をまず東彼杵町から出して知名度を上げる、銘柄を上げるということは大変良いことだと思います。そういった中で先程 40,000 千円程度で、30,000 千円ぐらい約 70% ぐらいの補助だと思っておりますが、東彼杵町の地域農業集団育成事業補助金要綱という中で、これに該当する経費が 10 分の 10 以内とするとなっております。この考え方でいきますと、そういったものを、事業をする時は 100% 補助というのもこの要綱からいけばあると思っておりますが、今回補助率を決められた根拠と申しますのは、どういった根拠の下にこの 30,000 千円というのをされたのか。先程町長は、農協に一応管理してもらって部会で運営していくような言い方でしたが、そういった若い人達を育てる意味からすればもう少し出しても良いのではなかろうかと、いろいろな考え方もあると思っておりますが、この根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは 41,000 千円ぐらい掛かりますので、実質的にいけば 75% ぐらいなるかと思っております。4 分の 3 の補助ぐらい掛かるかと思っております。したがって、地域農業の振興補助金の交付要綱には該当しません。あくまでも今回お願いするのは、予算補助ということで予算を計上しての補助金ということでご理解いただきたいわけでございます。30,000 千円にした根拠というのは、これはもうひとつ私も議会の中で話をしておりましたけれども、CTC の機械が入れるということで話が一時ありまして、その中で 50,000 千円から 30,000 千円ぐらいは町のほうの負担がある予定だったんです。それを、例えば国が 100% 機械を持ってきて、そこに町の方が準備をしますから是非、東彼杵町に誘致をしてくれという話をしながら、部会にもそういう話をしていたわけです。ところが、CTC が、今聞きますと、一ツ石のお茶生産農家の方に入ったわけですよ。そういうことで私もびっくりしまして県から聞きましたけれども、どうしても法人でなければならないということで決まったわけですが、その当時 30,000 千円ぐらいはなんとか補助をしたいということで話をしておいたものですから、そういうざっくりした考え方で、収益性がないものですから、あくまでも研修施設という、今からの若者の、あるいは東彼杵町のお茶の製造技術を向上させる。そして全国大会で入賞を果たして、そして銘柄を確立していこうというのが、嬉野市と全く同じようなやり方で、嬉野市もそれでこの工場を造ってから、今 5 年連続か 6 年連続か、大臣産地賞あたりを取りながら、総理大臣賞を取りながら今、銘柄確立をやっていますので、それに負けないようにお茶の産地であ

りますここ東彼杵町の方で、そういう施設を造ろうという主旨でございまして、確たる 30,000 千円という根拠は、そういうざっくりした考え方で補助はするように考えております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先程町長の答弁の中で、この地域農業集団育成事業補助金の要綱では、ないとおっしゃった気がしますが、もしも、そうしたらどこの要綱に該当するのか、そこをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補助金の制度上、要綱とかで決めるやつと、全て予算で上げる補助という二通りを自治法で定めております。今回、要綱で基づくものではなくて、自治法による予算計上によっての補助ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はございませんか。

2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

今回総額 40,000 千円のうち 10,000 千円が農協さんが JA さんが負担されるということですが、残りは、JA さんのメリットというのはどういうふうなことがあるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財源的なものは課長から説明させますけれども、JA のメリットというのは、そうですね、メリットというのはあまりないかと思っております。もちろんそのぎ茶の銘柄のメリットというのは当然ありますので、お茶だけに特化するというのは、なかなか農協さんも抵抗がありまして、大分組合長にもお願いをしまして、私たちとしても後々の管理を含めまして農協さんの方にしてもらわないと、例えば機械の撤去とか何とかありますので、町の方は一切ランニングには手を出さないと、全て農協さんの方で、部会の方でやってくれと今回お願いをしております。農協さんのメリットというのは特に、組合員と農協さんは一体という考えをすればあくまでもお茶の銘柄確立とか、所得向上とかに繋がっていくのではないかと思っております。そこが農協さんのメリットといえればメリットになるかなと思っております。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

今回の事業の内容につきましては、建設事業費といたしまして約 41,000 千円というような状況になります。その内訳として、町が 30,000 千円の補助金、あと残の 11,000 千円等については、JA さんということになります。JA さんにおけますメリットといたしましては、先程町長からの説明が

ありましたように、まずは品評会の対策に向けた研修工場でございます。その結果におきまして、農林水産大臣賞の受賞、そして産地賞の受賞等によつての産地の評価というものが高まります。近隣の嬉野市におきましても、この研修工場が建設されまして市場での評価というものが上がっております。建設前の過去5年間と、建設後の後の単価というものが平均単価で約70円程度上がった中で、それが各生産者の技術向上等に伴いまして、農家での市場での評価が上がったことによつて当然農家の所得収入も増えますし、農協等のそういった販売手数料等の増加ということも見込めます。そういった中で、相乗的な効果がJAさんにも発揮されるということで、今回の事業についても、農協が事業主体として取り組んでいくということで要望を受けての取り組みになっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

10番議員、堀君。

○10番（堀進一郎君）

今に関連ですけれども、非常に、やはりお茶生産者の推進という意味でこのような研修的な場所をつくるということは、私は非常に良いことではないかなと思っております。これに対してこの30,000千円、事業費で41,000千円ということで、こういう事業に交付金か、あるいは県の補助とかそういうものはなかったのか。この見る限りでは完全なる単独事業ですよ。そういうことで、一応補助対象になるようなことはなかったのか。その辺を1点。今後、運営費にも補助関係を支援していくような考えをもっておられるのか、その辺を、2点お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、本来は2、3年前ぐらいから計画をして、そして県の補助事業か、国の補助事業か選択をすべきだったんです。これは部会のほうには重々話をしておりました。でも、遅すぎるということで私も大分話をしたんです。本来は2年前ぐらいから要望をしてくれということでしておりましたが、なかなかあがってこずに、とうとうあがってきたのが今回でございます。ですから遅ればせながら、県にも今調整をしながら県からも補助金をもらえないかと、とびこみでできないだろうか、今、日程調整をされております。ですから組合長と部会長とか生産者含めまして、知事の方にも遅ればせながらお願いに行こうかと思っております。大変厳しいと思っておりますけれども、動きが非常に遅かったというのが私も反省しておるところでございます。今後の運営費につきましては、先程申しましたとおり、一切運営費には町は助成をしないと、全て自分達で運営費も賄ってやってくださいということでしてしておりますので、町の支出も建設費はしますけれども、運営費はださないと考えております。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

それではこれで質疑を終わります。

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。先程、定住促進の時に私、間違ってたぶん説明をしたと思いますので、定住促進ではなくて、持家奨励金で地方創生と言いましたけれども、これは間違っております。訂正させていただきます。

これは基金を充てております。バンクの方に、持家奨励金の方に、地方創生を充てておりますので、逆の方で説明しておりましたので、訂正させていただきたいと思います。地方創生の先行型をバンクの方に地方創生の先行型を充てております。写真プロジェクトとかです。持家奨励金につきましては、ふるさと創生基金を充てております。

○議長（後城一雄君）

只今議題となっております議案第 58 号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 53 分）

再 開（午後 1 時 12 分）

日程第 7 議案第 59 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 60 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り開会をいたします。

日程第 7、議案第 59 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8、議案第 60 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 59 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,153 千円を追加いたしまして、総額を 1,504,153 千円とするものでございます。提案の理由といたしましては、歳出の総務費で、国民健康保険税徴収用公用車を購入するため、1,500 千円を計上し、諸支出金に療養給付費交付金前年度精算に伴う還付金 1,653 千円を追加計上いたしております。財源といたしまして、県支出金と前年度繰越金をそれぞれ追加計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

議案第 60 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 25,089 千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 906,347 千円とするものでございます。提案の理由といたしましては、歳出で平成 26 年度介護保険事業費の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費の実績が予定を下回り、国庫支出金、支払基金交付金並びに県支出金等に返還金が生じたため、償還金 23,716 千円を計上するものでございます。また、保険給付費 1,308 千円などを併せて計上いたしております。なお、補正の財源といたしましては、前年度繰越金 23,716 千円、国県支出金 537 千円、支払基金交付金 366 千円などを計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の

上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構造光君）

議案第 59 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。予算書の第 7 ページをお願いします。歳出 1 款 2 項 1 目賦課徴収費 18 節備品購入につきましては、1,500 千円の追加補正であります。徴収用公用車の購入費用でございます。

8 ページをお願いします。11 款 2 項 1 目療養給付費交付金返還金 1,653 千円の追加補正であります。平成 26 年度に社会保険診療報酬支払基金から交付された退職者医療費療養給付費等交付金に返還金が生じたので、追加をお願いするものです。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。歳入 6 款 2 項 1 目県財政調整交付金 1,500 千円の追加補正であります。今回、補正の賦課徴収費 18 節備品購入費の財源として計上しました。

6 ページをお願いします。歳入 10 款 1 項 2 目療養給付費交付金繰越金 1,653 千円の追加補正であります。今回の補正の療養給付費交付金返還金の財源として計上いたしました。

戻っていただいて 1 ページから 4 ページにつきましては、只今説明しました積み上げですので説明を省略します。以上よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 60 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

12 ページの歳出をお願いいたします。歳出 1 款 3 項 2 目 13 節委託料につきましては、訪問調査委託料 65 千円を追加計上するものです。

13 ページをお願いします。2 款 2 項 6 目介護予防住宅改修費につきましては、当初見込みより改修件数増が見込まれるため 1,200 千円の追加を計上するものです。

14 ページをお願いします。2 款 4 項 2 目高額介護予防サービス費につきましては、当初見込みよりの増が見込まれるため 108 千円を追加計上するものです。

15 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 23 節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の概算交付金額及び負担金額を精算した結果、返還金が生じたので 23,716 千円を計上するものです。

次に 5 ページをお願いいたします。歳入 1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出で説明しました、介護予防住宅改修費及び高額介護予防サービス費として 240 千円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました介護予防住宅改修費及び高額介護予防サービス費の 20%分として 262 千円を追加計上しました。

7 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目国庫補助金調整交付金につきましても、歳出で説明しました介護予防住宅改修費及び高額介護予防サービス費の 8.5%分として 111 千円を追加計上しました。

8 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目支払基金交付金介護給付費交付金につきましては、歳出で説明しました介護予防住宅改修費及び高額介護予防サービス費の 28%分として 366 千円を

追加計上しました。

9 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目県負担金介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました介護予防住宅改修費及び高額介護予防サービス費の 12.5%分として 164 千円を追加計上しました。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目一般会計繰入金、介護給付費繰入金につきましては、歳出で説明しました介護予防住宅改修費及び高額介護予防サービス費の 12.5%分として 163 千円を追加計上しました。4 目の低所得者保険料軽減繰入金は 2 千円を計上しました。5 目その他一般会計につきましては 65 千円を追加計上しました。

11 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出で説明しました前年度の概算交付金額負担金額の返還金の財源として、前年度繰越金 23,716 千円を追加計上するものです。

戻りまして、1 ページから 4 ページまでにつきましては、只今の補正の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、一括して質疑を行います。質疑のある方は、先に議案番号をお知らせください。

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

議案第 59 号であります。7 ページの公用車購入費追加の 1,500 千円の件でお尋ねいたしますが、この車の、多分軽自動車と思うのですが、車種、それと以前使用されていた車の初年度登録年式と、走行距離。どういう不具合があったのか、以上お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

今、使っている軽乗用車は、税務課の方で徴収用として使用しております。今使っている軽乗用車は、ダイハツムーブでございます。購入は平成 18 年 12 月 14 日、903 千円で、財源は先程説明しました県財政調整交付金を充てております。走行距離につきましては、88,000km 走っております。不具合については税務課長の方をお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

オーバーヒートが多分して、というのが、普通オイルランプがつかますよね、オイルがなくなったら。それがつかなくて、ある時ぽとと止まったんです。よく調べていただいたら、オイルが入ってなかった。オーバーヒートしたために止まったみたいです。暫く冷やして、修理をしたんですけども、オイルも入れて。オイルもなくなる頻度がものすごく早くなって、やはりオーバーヒー

トを1回したことによって、そうだろうというふうなことで、また時々長く乗ったら止まるというような状況が発生しています。購入車種につきましては、ワンボックスみたいな軽自動車なのですが、というのが、県から、全額、調整交付金で貰うんですけども、県から指導がきまして、検索に入った時に、検索物品を乗せてこれのようなワンボックスタイプみたいなやつにしないと、燃費は悪いんですけども、ダイハツで一応見積もりをとっております。それを購入予定でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

先に、今の車はどうするかというご質問があったと思うんですけども、まだ乗れることは乗れるんです。1月まで車検はありますので、それまで様子を見ながら、それまでにまた廃車をするかどうかを決めかねているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬君。

○7番（浪瀬真吾君）

今のお話を聞いていますと、結局日頃の点検を怠ったせいでオーバーヒートして、多分オイルリングが壊れてオイルをくうようになっていると、そういうふうに思っているところでございます。そういったことで、これは今後のことにも繋がるとは思いますが、他の課の車種等もあると思います。そういったことで日常の点検あたりはどの程度、これに限らず、係のほうでされていたものか、ただ乗りっぱなしだったのか、お尋ねいたします。これらからのことも含めて。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○——△——

総務課長でいいです。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

公用車の管理は全てが総務課の管理ということではなくて、各課の管理者、あるいは職員に任せている状況でございまして、定期的にどうこうしろという指示は出していませんけれども、議員ご指摘のような不具合も発生するかと思いますので、今後とも注意していきたいとは思っております。事故に繋がる可能性もございますので、定期的な点検を努力したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第59号は、会議規則第38条第3項の規定によつ

て、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第 60 号は総務厚生常任委員会に付託します。

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 61 号 | 平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 10 | 議案第 62 号 | 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 11 | 議案第 63 号 | 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 12 | 議案第 64 号 | 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 13 | 議案第 65 号 | 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 14 | 議案第 66 号 | 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 15 | 議案第 67 号 | 平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 16 | 議案第 68 号 | 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 17 | 議案第 69 号 | 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 9、議案第 61 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 62 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 63 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案

第 64 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 65 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 66 号、平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 67 号、平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 17、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 61 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、次に議案第 62 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 63 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 64 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 65 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 66 号、平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 67 号、平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせます。慎重審議の上ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。会計管理者。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり会計管理者。

○会計課長（峯広美君）

それでは、町長に代わりましてご説明をいたします。

始めに、お手元にお配りしております A4 サイズ 1 枚の表『平成 26 年度東彼杵町会計別決算の状況』、並びに各会計別の『主要な施策の成果に関する報告書』及び監査委員さんから提出されております『平成 26 年度東彼杵町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書』に基づいて説明させていただきますと思います。

始めに、A4 サイズ 1 枚の表『平成 26 年度東彼杵町会計別決算の状況』により、各会計毎の概要をご説明したいと思います。

各会計の表中上段が平成 26 年度の決算額、下段が前年度の 25 年度の金額というふうになっております。

まず一般会計におきましては、歳入が 4,769,882 千円、歳出が 4,578,636 千円、差引残高が 191,246 千円、それから繰越財源が 105,517 千円ありまして、実質収支が 85,729 千円となっております。前年度が 98,041 千円ということで、単年度収支が△12,312 千円ということになりました。積立金が基金の利息だけですけれども、824 千円ありまして、26 年度の実質単年度収支が△11,488 千円ということになりました。歳入の差が前年度と比較しますと、1.8%86,249 千円の増に対しまして、歳出が対前年度比 3.0%、133,135 千円の増となり、46,886 千円歳出のほうが多くなったということで、増額の主な要因としましては、物件費・維持補修費・扶助費の大幅な伸びが影響していると思われま

次に国民健康保険事業特別会計であります。歳入が 1,306,047 千円、歳出が 1,271,834 千円、差引き 34,213 千円であります。この実質収支から前年度の実質収支 28,117 千円を差し引きますと単年度収支が 6,096 千円。更に、財政調整基金の積立が 225 千円ありまして、マイナス要因ですけれども、積立金の取り崩しが 25,000 千円ということで、△18,679 千円の赤字となりました。しかしながら、25 年度の分と比べていただければわかりますように、69.8%、43,153 千円の収支の改善が見られております。

歳入につきましては、対前年比 3.9%、49,035 千円の増で、前年度に対し、前期高齢者交付金や共同事業交付金が大幅な増となっております。

歳出では、対前年度比 3.49%、42,939 千円の増で、保険給付費が前年度に比べて大幅な増となったのが主な要因だと思われま。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が 862,366 千円、歳出が 815,898 千円で、差引き 46,468 千円。実質収支もそのまま同額になっております。前年度の 37,960 千円を引きまして単年度収支が 8,508 千円。それに積立金が 42,500 千円ありましたので、実質単年度収支が 51,008 千円ということで黒字になっております。前年度比が、歳入につきましては 0%ですが、歳出全体では 1.0%の減であると共に、構成比 89%の保険給付費が 3.9%減となっておりますので、そこがかなり影響したのではないかと思います。

次に公共用地等取得造成事業特別会計。歳入が 517 千円、歳出が 51 千円で、差引き残が実質収支になりますけれども 466 千円となりました。前年度実質収支と同額のため、単年度収支は 0 円となり、基金の利子相当額 51 千円の積立が実施されましたので、実質単年度収支は、その金額の 51 千円ということで黒字となっております。

次に簡易水道事業特別会計。歳入が 421,091 千円、歳出が 415,666 千円となり、差引きの残の実質収支は 5,425 千円となりました。前年度の実質収支 10,603 千円を差し引きますと単年度収支が 5,178 千円の赤字となりました。しかし、実質単年度収支は財政調整基金の積立金 20,202 千円がありましたので、15,024 千円の黒字となりました。歳入が対前年度比 143.9%、248,432 千円の増。歳出が、対前年度比 156.5%、253,610 千円の増で、これは補助対象の統合簡易水道事業及び千綿・彼杵の簡易水道基幹改良事業が主な要因となっております。

次に農業集落排水事業特別会計です。歳入が 41,978 千円、歳出が 41,976 千円、差引き残の実質収支が 2 千円。前年度の実質収支が 0 円ですので、実質単年度収支も 2 千円の黒字となっております。歳入、歳出共、対前年度比 8.7%の、歳入 3,362 千円、歳出が 3,360 千円の増でございます。

次に漁業集落排水事業特別会計。歳入、歳出共 7,442 千円で、差引 0 であります。歳入、歳出共、対前年度比 19.8%の、歳入、歳出共 1,229 千円の増でございます。

次に公共下水道事業特別会計であります。歳入が 364,169 千円、歳出が 363,040 千円、差引き残の実質収支は 1,129 千円となりました。前年度の実質収支 889 千円を差し引きますと単年度収支、そして、実質単年度収支は 240 千円の黒字となります。歳入、歳出共、対前年度比 19.7%の、歳入 60,050 千円、歳出が 59,810 千円の増でございます。補助事業の増加が主な要因となっていると思います。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入が 96,532 千円に対し、歳出が 96,010 千円で、差引き残の実質収支が 522 千円となり、前年度の実質収支 378 千円を差し引いた単年度収支及

び実質単年度収支は 144 千円の黒字になっております。

歳入では、対前年度比 5.7%、5,177 千円の増。歳出は、対前年度比 5.5%、5,033 千円の増となっております。

以上、一般会計並びに 8 特別会計合わせました全会計の合計は、歳入 7,870,024 千円に対し、歳出が 7,590,553 千円となり、形式収支は、対前年度比 11.7%の減、279,471 千円となりました。なお、翌年度に繰り越す財源は、対前年度比 24.7%減の 105,517 千円となり、実質収支は 1.4%減の 173,954 千円。これから前年度実質収支 176,454 千円を差し引いた単年度収支は、120.4%減の 2,500 千円の赤字となっております。しかし、プラス要因の積立金が対前年度比 68.8%の増で、63,802 千円があり、基金取崩の対前年度比 61.5%減の 25,000 千円があったものの、全会計合計の実質単年度収支につきましては対前年度比 342.6%増の 36,302 千円という黒字に返り咲いております。

続きまして、各年度毎に主な内容についてご説明いたしますが、まず一般会計の主要な施策の成果に関する報告書、これの 140 ページをお開きしていただきまして、第 18 表、科目別決算推移状況を見ていただきたいと思っております。一番右端が平成 26 年度になります。

構成比の大きいものにつきましては、一番上からいきますと町税の 730,345 千円で 15.3%の構成比になります。地方交付税が 2,073,394 千円で 43.5%、国庫支出金が 438,171 千円で 9.2%、県支出金が 393,448 千円 8.2%、町債が 311,824 千円 6.5%等となっております。科目別に見たものです。歳入の合計は、前年度比 1.8%、86,249 千円の増となっております。それから自主財源と依存財源で見ますと、前に戻っていただいて、128 ページを見ていただきますと、そこに自主財源と、依存財源の表が円グラフで記載されております。自主財源が、町税、繰入金、繰越金等の 29.1%、依存財源が地方交付税、国・県支出金、町債等の 70.9%となっております。今年は、普通交付税の減額が影響し、依存財源が対前年度比 3.7%の減となっております。

ちょっと行き来しますけれども、140 ページをもう一度見ていただきまして、町税は対前年度比、1.3%の 9,309 千円の減となっております。町税がその前の 139 ページの第 17 表、税目別決算推移状況というところで表にされておりますけれども、町民税は対前年度 7.1%、20,418 千円の減となっております。個人分は横ばいですが、法人税割りが製造業の不振が影響して 48.4%、20,852 千円の減となっております。固定資産税については、全体で 4.7%、17,157 千円の増となっております。特に企業の設備投資による償却資産の伸びが影響しているものと思われます。それで主だったもので説明したいと思っておりますけれど、128 ページのほうに各項目の具体的な説明が載っておりますので、大きいものから選んで、ちょっと説明をさせていただきます。地方交付税は対前年度比 4.5%、97,840 千円の減となっております。普通交付税における基準財政需要額が、単位費用減などにより減額し、基準財政収入額が消費税引き上げなどにより増額したため、そういうふうな減になっているようです。また、特別交付税が全国的に減額された影響もあると思っております。そこに一応、詳しく書いてあります。あとで読んでいただければと思います。それから、129 ページの国庫支出金ですけれども、438,171 千円で対前年度比 27.8%、95,285 千円の増となっております。主な要因は、そこにいくつか上げてありますが、大きいものから保育所運営費負担金 21,216 千円の増、臨時福祉給付金 33,999 千円、これは皆増です。がんばる地域交付金 13,498 千円など、これも皆増です。循環型社会形成推進交付金事業交付金、これは浄化槽の補助金ですけれども、これが 10,220 千円、平似田太の浦線改良事業交付金 17,352 千円などがそれぞれ増になったものであります。それから、

県支出金 393,448 千円で対前年度比 7.7%、28,110 千円の増となっております。これも色々ありますが、ここも国と一緒に、保育所運営費負担金の 10,607 千円増とか、21 世紀まちづくり推進総合補助金 13,068 千円、これは皆増になっております。こういうものがありました。

130 ページお願いいたします。財産収入、これは町有地・立木売払い収入等がありまして 34,772 千円の増で、対前年度比が 52.9%増で 12,089 千円上がっております。同じく寄付金、9,457 千円で、対前年度比 93.9%の 4,581 千円の増。これはふるさとまちづくり応援寄付金 7,735 千円の増というふうになっております。しかし、一般寄付金 3,405 千円の減というのものもあっているようです。同じく町債が対前年度比 33.2%、155,014 千円の減で、決算額は 311,824 千円でありました。主な要因としては消防防災無線通信施設整備事業債 110,300 千円が皆減になっているのが要因だと思われます。

次に歳出でありますけれども、141 ページの第 19 表、性質別決算推移状況では、区分 1 の人件費から 6 の公債費までが消費的経費でありまして、3,217,286 千円、歳出構成比の 70.2%。前年度からしますと 5.6%、169,967 千円の増で、構成比と共に増となっております。

それから投資的経費といたしまして、7 の普通建設事業費、8 の災害復旧事業費併せて 652,593 千円、構成比 14.3%で、対前年度比 6.2%、43,173 千円の減となっており、普通建設事業費の単独それから県営事業分の減が影響したものであります。

次に 9、10、11 がその他の経費ということで、残りの 15.5%が積立金や操出金等であります。

以上が、一般会計歳入、歳出の主な内容であります。なお、財政構造等につきましては、監査委員さんから出されております決算審査意見書の 6 ページ等に記載されてありますので一読していただければと思います。また、一般会計の財政、決算状況につきましても、先程めくっていただきましたけれども、この主要な施策の成果に関する報告書の 122 ページから詳細にわたって記載してありますのでご一読いただきたいと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計の方に移らせていただきます。国民健康保険事業特別会計の主要な施策の成果に関する報告書をお出し下さい。報告書の 3 ページの第 1 表に記載されているとおりですけれども、歳入では前期高齢者交付金が前年度に対して 56,258 千円、共同事業交付金が 19,624 千円などが増額しております。一方、国庫支出金 28,125 千円などが減となっております。

歳出では、前年度に対し総務費 3,013 千円、共同事業拠出金 2,240 千円、保険給付費 42,311 千円などが増となっており、歳出全体では対前年度比 3.49%、42,939 千円の増となっております。

その他、国保事業の実績につきましては、8 ページから記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に介護保険事業特別会計に移ります。成果に関する報告書の 1 ページから決算の状況が記載されております。歳入につきましては、全体で対前年度比 0%、862,366 千円となっております。

歳出は、保険給付費が殆どでありまして、施設サービスが 37.1%、在宅サービスが 39.4%、地域密着型サービス（グループホーム）これが 13.6%、住宅改修費等のその他のサービスが 9.8%となっております。歳出総額は対前年比 1.0%の減、815,898 千円で、その内保険給付費が 726,113 千円となっております。その他、介護保険事業の実績につきましては、6 ページから記載してありますので、一度ご覧いただければと思います。

次に公共用地等取得造成事業特別会計でございます。1 ページ歳入につきましては、対前年比

0.8%、4千円の減で517千円。前年度からの繰越金466千円がその殆どを占めておりまして、また、歳出につきましては、事業の実施はなく、土地開発基金利子加蓄の51千円のみとなっております。以上で終わります。

次に、簡易水道事業特別会計にまいります。主要な施策の成果に関する報告書の2ページをお願いいたします。歳入につきましては、町債が156,000千円と最も大きいウエイトを占めておりまして、次いで水道使用料が138,306千円、国庫支出金78,069千円、一般会計からの繰入金35,790万円、繰越金10,603千円などが主なものになっており、歳入合計は、対前年度比143.9%、248,432千円の増となっております。これは町債と国庫支出金の増が主な要因です。なお、水道使用料につきましては、滞納繰越分も含め対前年度比28.3%減の363千円の収入未済額が生じております。しかし、職員の努力もありまして、年々少なくなっております。続きまして歳出でございますが、ここに記載してありますように、施設費では3件の補助事業を行い、総額257,580千円が建設費となっており、公債費につきましては、平成26年度中に総額で39,970千円の償還をしております。また、その他管理費118,116千円等を合わせまして歳出総額は対前年度比156.5%、253,610千円の増となっております。5ページ以降に事業実績の記載をしておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、2ページに決算の状況がございます。歳入につきましては一般会計からの繰入金27,597千円、それが構成比としても65.9%を占めておりまして、また、料金収入につきましては、7,138千円と、歳入の17.0%と少ない状況です。歳入全体では対前年度比8.7%、3,362千円の増となっております。なお、分担金で138千円の収入未済額が生じております。また、歳出につきましては、償還金が元利合わせまして26,756千円で、歳出の63.7%と、その大部分を占めており、歳出全体では対前年度比8.7%、3,360千円の増となっております。今年度も投資実績はなく、維持管理業務が主体となっております。3ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

次に、漁業集落排水事業特別会計の方に移ります。これも2ページの方に決算の状況が記載されております。歳入につきましては対前年度比19.8%、1,229千円の増で7,442千円となっております。歳入の主なものは一般会計からの繰入金4,164千円で、歳入の56.0%を占めております。なお、料金収入につきましては2,597千円と、ほぼ前年並みで、歳入の34.9%となっております。歳出につきましても、歳入と同じく7,442千円で、汚水処理費並びに施設管理費の4,052千円と、借入償還金3,390千円でございます。農集と同じく、漁集の方も今年度も投資実績はなく、維持管理業務主体の事業費となっております。3ページ以降に事業実績が記載されておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

続きまして公共下水道事業特別会計に移ります。4ページをお願いいたします。決算の状況で、歳入につきましては、364,169千円となっております。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金156,002千円、国庫負担金が85,528千円並びに町債78,300千円などが主なものです。なお、使用料で152千円の、また負担金で1,761千円の収入未済額がそれぞれ生じております。歳出につきましては、建設改良費が214,467千円で、歳出の59.1%を占めております。次いで償還金が元利合わせまして90,344千円で、運営費を含む歳出総額は対前年度比10.5%、35,636千円の減となっております。6ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、2 ページをお願いしたいと思います。歳入につきましては、被保険者から徴収しました保険料 53,823 千円と、一般会計からの繰入金 38,063 千円が歳入の主なものでございます。歳入総額は対前年度比 5.7%、5,177 千円の増となっております。なお、保険料につきましては、収入未済額が 0 円となっております。一方、歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が 89,006 千円で、92.7%とその大部分を占めており、歳出全体では対前年度比 5.5%、5,033 千円の増となっております。5 ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思ひます。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、当然のことながら最少の経費で最大の効果をあげるというのが我々の最大の使命でございます。それに基づいて各会計とも執行されたものと思っておりますが、実質単年度収支の赤字になった会計が、26 年度は少なく、9 会計の合計も黒字に戻りましたが、まだ先行き不安な情勢で、どこの会計も危険をはらんでおると思ひます。昨日も関東の方で局地的な集中豪雨などあり、被災も発生して、安保健案等で政治ももめておりまして、なかなか政治も落ち着いていないということはいろいろ国からの補助金等も不透明な状況にあります。依然として本町の財政が厳しい状況下にあることは変わりありませんので、更に行財政の見直しを図り無駄を省くなど、今後ともコスト意識を持った健全財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、平成 26 年度決算概要につきましての説明を終わりますが、決算書並びに主要な施策の成果に関する報告書等を参考の上、慎重にご審議いただき、然るべきご決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

ここで、前田代表監査委員出席のため、暫時休憩をします。

暫時休憩（午後 2 時 12 分）

再開（午後 2 時 12 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

これから、質疑を行います。初めに議案第 61 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

他に質疑がありませんということでございますので、質疑なしということで、議案第 61 号に対する質疑がないようなので、これで議案第 61 号の質疑を終わります。

それでは次に、議案第 62 号から議案第 69 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようなので、これで議案第 62 号から議案第 69 号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である岡田議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と岡田議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審議をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び前田代表監査委員退席のため暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後 2 時 15 分）

再 開（午後 2 時 16 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿の通り選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 17 分）

再 開（午後 2 時 24 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今、委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に浪瀬真吾君、副委員長に吉永秀俊君に決定をいたしました。

トイレ休憩のため休憩しなくて結構ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 18 議案第 70 号 彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約について

○議長（後城一雄君）

それでは次に、日程第 18、議案第 70 号、彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約についてを議

題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 70 号、彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約について、契約の目的、彼杵小学校校舎大規模改造工事、契約の方法、指名競争入札による契約、契約の金額、79,920 千円、契約の相手方、住所が佐世保市干尽町 6 番 16 号、会社名が株式会社池田工業、代表取締役 池田敏章。提案の理由といたしましては、彼杵小学校校舎大規模改造工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出いたします。詳細につきましては、教育次長の方から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりまして工事の内容、契約の内容についてご説明いたします。添付いたしています A3 判の工事関係図面をご覧ください。これは工事概要の一部を示した設計図書の図面になりますけれども、図面の左側から 3 階平面図、真ん中が 2 階平面図、1 番右側が 1 階平面図という形で表示しております。それから右の端の下側に小さな表がございますけれども、符号、場所、適用ということで、どの部分をどういった工事をするというふうな仕様書の表になっております。①から②まで表示がございますけれども、非常に小さくて分かりづらいところがありますので、概要につきましてはとりまとめてご説明いたします。まず、工事内容ですけれども、経年で老朽化している部分につきまして所定の改良を行いまして、施設そのものの長寿命化を図るということを工事目的にいたしております。主な工事につきましては、屋上部分の防水補修工事、外壁の改修、並びに内部の改修といたしまして、建具類のシーリング補修、廊下のビニールシートの張替え、天井の石膏ボードの張替えを予定いたしております。また、外壁部分につきましては、経年によりひび割れ、コンクリートの剥離が至る所に発生をいたしておりますので、それらにつきましてを所定の補修を行った上で防水も含めた塗装を全体に施します。また、屋上部分の防水につきましては、これまで局部的に補修は行っておりますけれども、今回の大規模改修で全体を通じて防水の補修を行う。ただし、近年施工した局部的な補修につきましては、経過が良好な部分は今回の工事からは除いております。工事期間は来年の 3 月 11 日の工期で予定をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

今回、この約 80,000 千円の工事をなされるわけですけれども、拠点校となります彼杵小学校におきましては、この長寿命化の工事でどのくらいの、一般に鉄筋コンクリート工事は大体 35 年ぐらいい、お聞きしているんですけれど、この工事によってどのくらいの長寿命化が図れるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

今回の大規模改修につきましては、先ほど申し上げましたように、表面的な補修が主でございます。躯体そのものの中心的な鉄骨コンクリートとか、そういったものの補修ではございません。ただし、表面からの内部への汚水の侵入等は今回の改良工事で防止ができるものと思っております。それを行った場合と行わなかった場合では、施設自体の寿命にも大きく影響すると一般的に言われておりますが、今回外壁の改修の塗りなおし、クラックの補修等を施した場合に数値的に何年の寿命が何年というふうなところは、判別は非常に困難であると思っております。また、一般的な算出方法についても確立はされていないのではないかと認識しておりますので、今申し上げた範囲でのご説明でご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永君。

○2番（吉永秀俊君）

彼杵小学校以外の学校でもそうなんですけれども、今回の今の話を聞いておりますと、今までだいたい彼杵小学校もそうなんですけれども、どこか原因が分からない雨漏りが多かったわけですよ。それで今の話を聞きますと、大体この原因がわからなかった雨漏りが、大体、今回の工事でその対策になるだろうというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

雨漏りについてはその原因が特定できる場合と、非常に原因が分からない場合もございます。特定できる部分についてはサッシの部分からの染み込み、そういったものもあります。今回、サッシのシーリングの打ち換えで、それは防止できると思われまして。また、コンクリートからの染み込みによる漏水については、どの部分からという特定が非常に難しい部分もありますので、今回の大規模改修工事で全体的に防水剤を含めた塗装工事を行うことで、一定の効果は得られるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 70 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号、彼杵小学校校舎大規模改造工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 71 号 東彼杵町教育長の任命について

日程第 20 議案第 72 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 19 号、議案第 71 号、東彼杵町教育長の任命について、日程第 20、議案第 72 号、東彼杵町教育委員会委員の任命について、以上 2 議案を一括議題とします。

局長に議案をそれぞれ朗読させます。

（局長朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 71 号でございます、提案の理由を申し上げます。任期が、現道教育長が 10 月 1 日までということで、教育長にもお願いをしておきまして、どうしても任期満了で勇退をしたいということで、教育長の方がお話がありまして、その後任ということで、10 月 2 日から 3 年間という任期でお願いをするわけでございます。加瀬川哲文氏は、2 年前まで千綿小学校長として、校長歴が 12 年間ということで、定年をされまして、現在台北の日本人学校、そこで教鞭をとっておられます。是非、加瀬川様のこれまでの実績 37 年間の経験と、校長として長年お勤められまして、すばらしい子ども達とのふれあいとか、あるいは、NIE 事業ですか、こういうことも積極的にやられて、非常に適任じゃないかと思っております。是非、勤勉、それから勤務勉勵と申しますか、誠意と熱意をもって、子ども達からも非常に、こうあたたかい目で教育に察する姿というのは、誰もが認めるところではないかと思っております。是非、慎重審議の上ご決定を賜りますようお願いいたします。

たします。

次に、議案第 72 号の岸川勇男氏でございますけれども、任期満了ということで、引き続きお願いをしたいと考えております。岸川氏もこれまでの色んなレクリエーション等の実績等を見ましても、素晴らしい実績がございます。特に、最近ではベースボールじゃんけんということで、新しいゲームあたりもお作りになられ、教育委員としてはふさわしい方だと考えております。引き続き、岸川氏もお願いしたいと考えております。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

議案第 71 号の教育長の任命についてお伺いをさせていただきたいと思っております。これまでの恒例によりますと、校長経験者、あと、教育関係に功績を残した方ということで、今回ここに上がっている加瀬川氏についても高い評価を私もしているところでございますが。校長という肩書きを持つての推選という形で、ずっと、多分これまでの教育長さんというのは、すべて校長経験者という形の中で、型にはまったというか、そういうふうな形の中で選出してこられたのではないかなと思うのですが、この他に候補者というのを検討され、そして最終的に今、上がっている方に決まったのか。それとも経緯というのですかね、その辺のところをもし説明できればお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

経緯というのは申し上げられませんけれども、当然、人事案件でございますので、それぞれ自分なりに考えました。あまり他人には言っておりません。どちらかと言えば、加瀬川様に是非お願いしたいという強い要望で今回上げております。過去は、私は 1 回も教育長の任命はしたことはございません。今回が初めてでございますので、是非、あついでございましたので、子ども達の指導というのは素晴らしい実績をたぶん残されるだろうと思って、今回お願いをいたしております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森君。

○8 番（森敏則君）

確かに、今、現在されている今道教育長も、熱心にこれまで来られたと私も敬意を表します。私の考えなのですが、現場の先生、校長先生に限らず、俗に言う熱中先生、こういった先生もたくさん、町内に、まだ町内に在中されている教員の OB の方がおられたのではないかなと思うんですが、その中で、残念ながら町内の出身の方ではないというのがちょっとひっかかるんですが、できれば町内在住の教育長を選んで欲しかったなというような気がしておりますが、そういうことでございますので、それ以上のことはいくら質問したって答えは出ないと思っておりますが、そういった気持ちでおります。

別に反対はしません。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、堀君。

○10 番（堀進一郎君）

ちょっと確認させていただきます。やはり、非常に子どものためには教育長というのは大事なことでございまして、私も本人さんは十分ご存知です。そういう中で、やはり教育長さんは緊急のいろいろなそういう場合があるけれども、定住ですね。今、大村の住所になっておられますけれども、どういうふうな、こっちに定住される予定で任命条件と言ってあるのか。それと給与ですね、給与は現職に準じるのか。この2点を質問します。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

住まいにつきましては、ご本人さんの話によりますと、就任と同時に駄地郷にお住まいになるということでございます。給与につきましては、現在のところ、まだ私も慎重に考えておりまして、どうするのか今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今、議題となっております議案第 71 号、議案第 72 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号、議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号、東彼杵町教育長の任命については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号、東彼杵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 21 報告第 9 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 21、報告第 9 号、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件についての説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 9 号、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告いたします。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

財政健全化指標の算定につきましては、試行期間も含めまして今回で 8 回目となりました。まず、実質公債比率につきましては、10.6 ポイントとなりまして、昨年度より 1.2 ポイント改善をいたしております。実質公債比率は、町の公債費、特別会計を含む全会計の起債の内、特定財源を除く元利償還金等が標準財政規模の何割にあたるかということになります。標準財政規模は、総括表の③実質公債比率の状況というところの標準税収入額⑮、⑯、⑰、この中段の標準税収入額と普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を足した、合計した金額でございます。ポイントが減少した要因といたしましては、当該年度を含む 3 か年の比率で算出をされますので、単純に平成 23 年度、この表にありませんけれども、平成 23 年度と 26 年度の単年度を比較するということとなります。算定の分母となります標準財政規模は、普通交付税の大幅な減額、並びに臨時財政対策債の発行可能額が減少をいたしましたため、マイナス要因となりましたが、それ以上に分子となる公債費の減少が著しく、繰上償還をした臨時地方道整備事業債、並びに義務教育施設整備事業債等の減少が影響をいたしております。また辺地対策債、臨時財政対策債、財源対策債等の公債費に係る基準財政需要額が上昇しまして、分子が更に減少させたことも、比率の改善した要因となりました。次に、将来負担比率につきましては、59.1 ポイントとなりまして、4.4 ポイントと僅かではありますが、昨年度より上昇いたしております。算定方式につきましては、将来にわたる地方債の残高と公営企業債に対する繰入れ見込みなどの額から充当可能な財源を差し引いた額が、当該年度の標準財政規模に占める割合がどれくらいなのかという数字でございます。上昇した主な要因は、普通会計の地方債現在高が昨年度よりも約 340,000 千円ほど減少したこと。また、福祉組合への負担見込み額が、66,000 千円程減少したことなどにより、将来負担額は約 343,000 千円減額をいたしておりますが、分子の減額要素でございます充当可能基金が昨年度より 101,000 千円ほど減少いたしましたこと、また、

基準財政需要額参入見込み額が、333,630千円減少したことによる充当可能財源の減額、更には分母である標準財政規模が65,000千円ほど減少したことが、比率上昇の要因となりました。しかしながら、下水道事業債の繰入見込額の増加は確実となりますが、普通会計の地方債残高の減少、あるいは充当可能基金の残高状況を見ましても、極端な悪化はないと思われまます。連結実質赤字比率につきましても、すべての公営事業会計の実質収支に赤字はありませんので該当なしでございます。なお、今回の報告に先立ちまして、この比率の最終につきましても、8月26日、監査委員さんによる審査を受けておりますが、その意見書としての報告といたします。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上で、報告第9号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第22 請願第1号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

○議長（後城一雄君）

日程第22、請願第1号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題とします。

お諮りします。只今、議題となっております請願第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願は、原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後2時50分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 8月 19日

議 長 後城 一雄

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 森 敏則